

## 会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 平成25年9月10日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	村松昇平君
5番	市川圭一君
6番	小松崎伸君
7番	山越守君
8番	沼田和利君
9番	諸橋太一郎君
10番	宮崎智君
11番	杉森弘之君
12番	須藤京子君
13番	黒木のぶ子君
14番	板倉香君
15番	柳井哲也君
16番	中根利兵衛君
17番	田中道治君
18番	石原幸雄君
19番	板倉宏君
20番	遠藤憲子君
21番	鈴木かずみ君
22番	利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第3回牛久市議会定例会  
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	件名(要旨)	答弁者
1. 藤田 尚美	1 龍ヶ崎市で起きた暴行事件から 児童・生徒への安全対策 2 学校教育の柱である「学びあい」 今後の計画・課題 3 不登校対策について 4 いじめ防止対策推進法の制定を受けて市 としての対応	市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長
2. 小松崎 伸	1 24年度決算について 2 バイオマス産業都市構想について 3 ひたち野うしく地区における公的学習ス ペースについて	市長 関係部長 関係部長
3. 石原 幸雄	1 「6月定例議会における市長の答弁」に ついて 2 「子育て支援策」について ①ふるさとハローワークの設置 ②事業所内保育所の設置の働き掛け 3 「災害時の水の確保」について ①給水車の増車 ②災害時用浄水器の導入に向けての働き掛 け 4 「東部地域の上水道の整備」について 5 「阿見町への場外馬券売場の設置に伴な う交通渋滞対策と防犯対策」について	市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長 市長 関係部長
4. 宮崎 智	1 選挙投票時間の繰り上げについて	市長

	<p>2 「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」の運用について</p> <p>3 AEDの点検・管理について</p> <p>4 自転車での携帯電話禁止について</p>	<p>教 育 長 関 係 部 長</p>
<p>5. 杉森 弘之</p>	<p>1 シンジェンタの遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の展示栽培に関する市への手続き年の対応の経過</li> <li>・遺伝子組み換え作物の栽培に関する市の考え方</li> <li>・遺伝子組み換えは未完の科学技術ではないのか</li> <li>・虫は死ぬのに人間は大丈夫なのか</li> <li>・交雑の危険性はないのか</li> <li>・風評被害に対する補償措置</li> <li>・2004年の同社による日本植物調節剤研究協会への委託栽培との違いは</li> <li>・市民説明会は必要ないのか、個別に招致説明する方法でよいのか</li> </ul> <p>2 ハートフルクーポン券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートフルクーポン券の最近3年間の発行額</li> <li>・同券発行のための市の負担の最近3年間の推移</li> <li>・近隣の自治体の発行状況</li> <li>・同券発行による経済効果（想定金額）</li> <li>・同券使用の公平性の確保、企業集中度</li> </ul> <p>3 障害者の職員採用（法定雇用率2.3%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者は誰か</li> <li>・障害者雇用推進者は「障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備」をすることに努めること</li> </ul>	<p>市 長 副 市 長 関 係 部 長</p>

	<p>になっているが、それらの設置・設備の状況は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進者は「障害者雇用状況の報告」をすることに努めることになっているが、どのように報告されているのか</li> <li>・最近3年の障害者の職員採用数と障害者雇用率の推移</li> <li>・現状評価と今後の方針</li> </ul> <p>4 市内の放射線対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲状腺被ばく検査の進捗状況</li> <li>・放射線測定の改善</li> </ul>	
6. 諸橋太郎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設の安全対策</li> <li>2 イベント安全対策</li> <li>3 児童クラブ</li> </ol>	市長 教育長 関係部長
7. 沼田 和利	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国道6号バイパスの整備について</li> <li>2 指定ごみ袋の形状のあり方とその他について</li> <li>3 通学路における緊急合同点検の進捗状況について</li> </ol>	市長 副市長 関係部長 市長 副市長 関係部長 市長 副市長 教育長 関係部長
8. 黒木のぶ子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅介護体制への取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護が在宅へと移行した場合に体制が整備されていないなかで、どのように進めるのか。</li> <li>②要支援者を保険サービスから切り離れた時に良質な給付をどう提供するのか。</li> <li>③特養入所が出来ない介護認定者、要介</li> </ul> </li> </ol>	市長 関係部長

	<p>護度1や2に対しての介護の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独居の高齢者に対して</li> <li>・家族が就労している場合など</li> </ul> <p>2 地域包括支援センターの活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防ケアマネジメント業務</li> <li>②総合相談業務</li> <li>③権利擁護業務</li> <li>④包括的継続的ケアマネジメント業務</li> </ul> <p>3 小型家電リサイクルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①回収に向けての取り組み</li> </ul>	<p>市長 関係部長</p> <p>関係部長</p>
<p>9. 柳井 哲也</p>	<p>1 「牛久市の歴史」を子ども達に</p> <p>牛久市に住んでよかったと全ての市民に思ってもらえる街づくりの中で、1つだけ遅れているものがあります。</p> <p>「牛久市の歴史」を子ども達に提供できていないことです。自分自身の住んでいる地域が、過去どのような地域であったのか、誰もが知りたいことです。</p> <p>明治時代以降のことを知るには、芋銭展が有効ですが、それ以前のことは、図書館に行かなければなりません。</p> <p>牛久市には、これまで進めてきた研究成果を分かりやすい方法で市民に開示していく義務があります。</p> <p>展示会の開催や運営について既に有能な人材が揃っていること、市民の多くが牛久市の歴史、文化に極めて高い関心を持っていることなどを考えると真剣に考えるべき時にあります。</p> <p>今後計画的に進めて行く考えがあるのかどうかについて、質問します。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

<p>10. 秋山 泉</p>	<p>1 防災対策について</p> <p>南海トラフ巨大地震を想定し、多くの自治体呼びかけてきた家庭備蓄「3日分」ではなく「一週間以上」の必要性が出てきた。市民への周知はどのようにしていくのか。また、本市においては防災倉庫におかゆやアルファ米を中心に1万人分の備えがあると伺っているが今後増やしていくのか。</p> <p>2 バドミントン、バレーボールの支柱について</p> <p>小中学校の支柱は開校以来のもので、非常に重く危険性が高い。また、さびも多く老朽化が進んでいる。</p> <p>今後の対応策は。</p> <p>3 漫画『はだしのゲン』の閲覧制限についての見解</p> <p>松江市教育委員会が漫画『はだしのゲン』の閲覧制限を市立小中学校に求めた問題について。</p> <p>4 投票終了時間の繰り上げについて</p> <p>7月の参議院選挙では、県内34市町村が終了時間を繰り上げた。本市は今後検討をしていくのか。</p>	<p>市長 関係部長</p> <p>市長 関係部長</p> <p>教育長</p> <p>市長 関係部長</p>
<p>11. 田中 道治</p>	<p>1 インフラ整備の状況とその整備について (道路、橋梁、上下水道、その他)</p> <p>2 「都市計画マスタープラン2011」の進捗状況の現状を適宜、市民の皆様へ開示・報告することについて</p> <p>3 5つの日本一を実現するために市が努力している現状を市民の皆様へ経常的にお知らせすることについて</p>	<p>市長 副市長</p> <p>教育長 関係部長</p>



12. 尾野 政子	1 「ゾーン30」路面表示の推進について 2 「小型家電リサイクル」取り組み推進について 3 ジェネリック医薬品普及促進について 4 「子どもあんしんカード」について	市 長 関係部長
13. 須藤 京子	1 平成24年度決算について ①平成24年度決算の総括 ・経常収支比率93.4、財政力指数0.882をどう捉えるか ・国の地財計画の動向と普通交付税の状況 ・投資的事業における財源の確保と市債発行、管理 ②税収見込みからみる今後のまちづくり ・税収見込み減の時代の大規模投資的事業をどう考えるか 2 障がい者の地域生活移行と共同生活援助（グループホーム）について ①地域生活移行の課題と障害福祉計画第3期 ②自立支援センター希望の峰及びグループホームの運営 3 牛久駅東口駅前広場の再整備について ①今より安全で使いやすい駅前に変身するための工事の概要と財源 ②「いこい」「にぎわい」のある広場づくりの取り組みと成果 4 犯罪のない安全な地域づくりについて ①犯罪の未然防止に効果的な青色パトロールの拡充策	市 長 副 市 長 教 育 長 関係部長
14. 遠藤 憲子	1 後期高齢者医療制度の適用申請について 1) 被保険者の基準収入額によって、一部	市 長 教 育 長

	<p>負担の割合が3割から1割となる場合があるが、被保険者からの申請が必要。しかし、確定申告等により、税務課で確認することができるのではないかと。手続きの改善について。現状は</p> <p>2) 市で対応が取れない場合は、広域連合に改善を申し入れるべきだが、どうか</p> <p>2 子どもの貧困について</p> <p>1) 子どもの貧困の背景を市としてどうとらえているか。(保護者の収入だけから、貧困かどうかではないと考えるが)</p> <p>2) 現状と学校で見える貧困とその支援について</p> <p>3) 学校内外で子どもの育ちを支え、子どもを取り巻く環境に注目し、生活の視点で支援する実践が必要となる。文部科学省でも平成23年度から県教育委員会に加え、中核市教育委員会でも、地域の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の多様な支援が行われているが、市の考えについて</p> <p>3 介護保険について</p> <p>1) 社会保障制度改革国民会議の報告書では、介護保険について、軽度者を介護保険の適用から除外し、市町村が行う地域支援事業へ移行、さらに、特養ホームへの入所は中重度者に限り、軽度者は入所できなくなる可能性がある。介護保険事業計画からみて、市の考えは</p> <p>2) 施設整備の進捗状況</p>	関係部長
15. 鈴木かずみ	<p>1 市に係わる2件の裁判について</p> <p>①控訴の提起について</p>	市長 関係部長

	<p>② 4 業者からの提訴について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階での市側の対応</li> <li>・ 今後の方針</li> </ul> <p>2 一般競争入札が条件付きであることについて</p> <p>①条件の内容と問題点</p> <p>事実上指名入札、随意契約に近いのではないか</p> <p>②透明性を図るための改善策について</p> <p>3 国土交通省のまちづくり研究会の内容、牛久市の方向性および取り組みについて</p> <p>4 生活保護問題</p> <p>①生活扶助基準の引き上げが8月より実施された（国全体で3年間で約670億）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き下げ、又は引き上げ幅の内容、影響額を具体的に</li> <li>・ 不服審査請求について、市の対応は</li> </ul> <p>②秋の国会で生活保護法改正案の再提出にともない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護申請手続きの厳格化</li> <li>・ 生活保護利用者または、申請者の扶養義務者に対する調査権限の強化</li> <li>・ 不正受給対策の強化等について</li> </ul> <p>③生活保護制度利用者数の増加状況と増加の原因をどう考えるか</p> <p>④生活保護を利用している人の割合（利用率）と本来生活保護の必要な生活レベルの人で実際に保護制度を利用している人の割合（捕捉率）が日本においては異常に低い、牛久市での現状と考え方について</p>	
16. 利根川英雄	1 平和教育について	市長

	<p>①教育長の平和に対する考え方</p> <p>②教育委員会の平和教育について</p> <p>③平和と暴力（心のゆとりといじめ）</p> <p>    教え子を再び戦場に送るな、青年よ再び銃を取るな</p> <p>2 教育委員会が委託する業者と市民のトラブルについて</p> <p>3 生活保護について</p> <p>    ①就労支援</p> <p>    ②生活扶助費</p> <p>4 スtockヤードについて</p>	<p>教 育 長</p> <p>関 係 部 長</p>
--	---	-----------------------------

# 平成25年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

平成25年9月10日（火）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、去る9月6日に設置されました決算特別委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

委員長に柳井哲也君、副委員長に藤田尚美君がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は16名です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

---

一般質問

○議長（山越 守君） 初めに、1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、龍ヶ崎市で起きた暴行事件から、児童・生徒への安全対策についてであります。

この暴行事件は、7月14日、龍ヶ崎市の路上で小学5年生の女児が男に殴られ重体となる痛ましい事件が発生しました。現場は国道に面しており、カラオケ屋やボーリング場があるところですが、人通りが少なく、雑草が繁茂し見通しが悪いところであり、車の往来が激しく、叫んでも声をかき消されてしまうようなところがあります。

同じような年ごろの子供を持つ保護者からは、不安の声と安全対策に対する強化をしてほしいとの声を多くいただき、公明党市議団として、児童・生徒を守るための安全対策強化に対す

る要望書を、市長、教育長に緊急提出をさせていただきました。

1点目として、人通りの少ないところを1人で歩かない等、不審者に対する注意を、学校、家庭から児童・生徒へ改めて周知徹底する。

2点目として、夏休みなど長期休暇を含め、今後の安全パトロールの強化を、地域の見守り体制強化の協力を呼びかけること。パトロールにおいては、大通りのみならず路地にも対応してほしいと要望いたしました。

また、保護者の方より、車や自転車に張れる安全パトロールのステッカーを再度推進を強化してほしいとの、地域全体の意識を再確認していくべきではないかと御意見をいただいております。

3点目として、公園や通学路危険箇所、防犯カメラのさらなる設置を推進するということがあります。市川市においては、市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定を契機に、公園や通学路に防犯カメラが平成19年より設置されております。また、大阪市では、子ども安全見守り防犯カメラ設置事業として、通学路や公園などに、犯罪未然防止のため防犯カメラを設置する事業があります。

4点目として、犯罪の温床を防ぐため、空き地などに繁茂した雑草除去のさらなる推進を図る。特に、小中学校の通学路に隣接する空き地等の雑草除去についてであります。やはりこの事件の大きな原因となる1つとして、草木が伸び放題だったと考えられます。ことし夏休み中に起きた他県での事件ですが、15歳の女子中学生が暴行事件に巻き込まれたのも、暗い道と繁茂した雑草が現場になっておりました。犯罪が起きる現場には共通点が見えると考えます。

そこで、見通しのよい環境整備のため、雑草除去の計画と今後の見通し等をお伺いいたします。

以上、4点にわたる要望書に対しての御見解をお伺いいたします。

次に、学校教育の柱である「学び合い」についての今後の計画、課題についてであります。

牛久市の教育には、学びの共同体の佐藤 学氏の考えを取り入れ、子供、保護者や地域の方々、教職員がともに学び、育ち合いながら教育を支えております。共同体の学校づくりとは、子供たちは学校という学び場に集い、互いにかかわり合いながら学ぶことの楽しさを実感的、体験的に理解していきます。保護者や地域の方々には、授業や学校行事に参加をし、子供とともに学び合うといった、みんなで子供にかかわり合いながら子供の成長を願うといった、とてもすばらしい学校づくりだと考えます。

学び合いを中心とする授業とは、子供たちが1人残らず学ぶことに夢中になれるよう目指され、学びがいのある課題を採求する授業や、コの字型の机配置で対話と共有のある授業を進められております。そのような環境づくりの中の授業参観での子供たちの様子を見ると、とても

活発ではきはきとした話し合いの姿が見受けられております。この学習方法により、余り自信がない子供は「友達に聞いて共感してくれたので自信がついた」、また、小さなつまずきのある子供は「先生になかなか聞けずにいたが、友達に聞いたら解決した」など、さまざまな声を聞きます。友達同士で教え合う姿はとてもすばらしいことだと思います。

そこで、この学び合い学習を取り入れる前の子供たちの姿と、導入してからの姿の変化、また、効果をお伺いいたします。また、今後の計画、課題をお伺いいたします。

次に、不登校対策についてであります。

不登校の実情は、文部科学省によると、病気や経済的な理由以外で登校ができず、年間30日以上学校を欠席した子供を不登校と定義されております。その原因は、本人に起因する場合もあれば、学校や家庭といった環境による場合もあります。いじめや学校での友達や先生とのトラブル、学業不振や家庭での問題など、実にさまざまです。文部科学省が小中学校を対象にした調査によると、不登校児の数は、2001年の約13万8,000人をピークでしたが、2008年には減少傾向であります。

不登校は、大きく分けると、学校に行かないと学校に行けないの2つのタイプがあります。

学校に行かない子供は、自分である程度原因がわかっているようです。いじめが原因である場合は、自分から言い出すのは大変であります。

これに対して学校に行けない子供は、行きたい気持ちがあるのに、朝になると頭痛や腹痛といった症状が出て、結果、行けなくなってしまうのです。この場合は、自分でも明確な原因がわかっていない場合が多いようです。

このような深刻な子供たちの問題に関し、早期発見や心のケアなどに取り組むスクールカウンセラーが大切な存在だと考えます。スクールカウンセラーは、臨床心理士、精神科医などが当たっていますが、なかなか相談してみようという勇気が、児童、生徒、保護者は出ません。理由として、カウンセリングをした内容が他人に知られてしまうことや、カウンセリングということで、我が子は病気ではないと思うので受ける必要がないと考えている保護者がおります。しかし、親自身、誰に悩みを打ち明けていいのか悩んでいるのも現状であります。そのため、家庭の中が悪循環となり、いつの間にか不登校でもいいかと現実逃避をして、解決策がないまま月日だけが過ぎていく状況であります。どうしたらいいのかわからない保護者に対し、学校側がどれだけ丁寧に関係の中でアドバイスをしていくのかも重要な課題だと考えます。

牛久市内で不登校と言われる児童・生徒のここ数年間の人数をお示しください。そこから見える現状と課題をお伺いいたします。また、スクールカウンセラーの現状と不登校児に対しての市としての対応についてお伺いいたします。

次に、いじめ防止対策推進法の制定を受けてについてであります。

2011年、滋賀県大津市で、いじめを苦に中学生の男子生徒が自殺した事件を受け、ことし6月にいじめ防止対策推進法が成立しました。これは、国がいじめ問題に対して本腰を入れて取り組むという姿勢を示したと言えます。

国立教育政策研究所の調査結果によると、いじめを受けたことのある小学生といじめをしたことがある小学生の比率は、いずれも約9割に上ることが判明しております。同研究所は、被害者も加害者も大きく入れかわりながら、いじめは進行している。また、一部の特定の児童・生徒だけが巻き込まれているわけではなく、ほとんどの児童・生徒が、被害者はもちろん加害者になっても不思議ではないと分析しております。

いじめ被害の内容では、小学生では、仲間外れ、無視、陰口が上位で、男子が45.4%、女子が50.5%に上っています。続いて、からかう、悪口が、男子が44.3%、女子が41.5%でした。中学生でも同様に、仲間外れ、無視、陰口が男子32.4%、女子37.7%。また、軽くぶつかるや、たたく、蹴るなどのいじめ被害がありました。

このいじめ対策法には、児童・生徒がけがをするなど重大ないじめが起きた場合、学校が事実関係を調査をし、学校は、その内容を、いじめを受けた児童・生徒とその保護者、地方自治体に報告する義務を負うこととなりました。

また、同法は、いじめ定義を、対象にされた児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを規定し、心身や財産に重い被害を生じた疑いがあったり、長期欠席を余儀なくされているときを重大事態として、インターネットを通じた攻撃も含むと明記されております。この重大事態には、学校側に調査と被害者への適切な情報提供、首長などへの報告の義務化を盛り込まれました。学校が犯罪として扱う必要があると判断したときは、警察署と連携して対処をし、児童・生徒に重大な被害が及ぶおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求めることを義務づけました。

国はいじめ防止対策を効果的に推進するため、国や学校現場では、いじめ防止のための基本方針を策定することを義務づけるとしております。私自身、この法律で、いじめによって亡くなる命をなくしてほしいと願うばかりであります。

牛久市は、いじめ防止対策推進法の成立によって、道徳教育の充実、相談体制、早期発見の措置、インターネットの利用の仕方についてなど、環境整備が大きな課題となると考えます。これからどのように取り組まれていくのか、御見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 藤田尚美議員の御質問のうち、龍ヶ崎市で起きた暴行事件から、児



童・生徒への安全対策についてお答えしたいと思います。

龍ヶ崎市で発生しました事件を受け、全ての小中学校が、1人で外出や外遊びをしない、人通りの少ない道は通らない、不審者に遭遇した際の対応等、不審者対策についての指導を、学級、全校集会で徹底したほか、保護者に対しても文書等で注意喚起、安全指導の協力依頼を行いました。また、各学校ごとにPTA、行政区長に対し、地域の巡回や危険箇所の調査等を再度依頼いたしまして、職員による通学路安全点検、学区内巡視を実施しております。今後も、児童・生徒の安全指導については、関係機関と連携を図りながら全力で取り組んでまいります。

市内の青色防犯パトロールカーでの巡回につきましては、地域安全パトロールと下校時パトロールを正月三が日を除く毎日行っております。これらのパトロールでは、学校、保育園、駅、公園等の立ち寄り及びその周辺の警戒活動や、道路、カーブミラー、防犯灯、消防設備等の点検による破損・老朽箇所の発見活動を行っております。今回の事件を受けまして、パトロール員には、見通しの悪い箇所のパトロール強化を指示し、警戒に努めております。

さらに、牛久市防犯協会の青色防犯パトロール隊では、防犯協会所有の青色パトロールカーによるパトロールを行っております。これらのパトロールは、行政区等の単位で結成されている自警団の方々が防犯協会のパトロールカーを交代で使用し、みずからの行政区内をボランティアでパトロールする形で行われております。

次に、防犯カメラについてでございますが、牛久市では、現在、市役所及び出張所や公園、学校などの公共施設、牛久駅及びひたち野うしく駅周辺の市管理施設に、325基の防犯カメラを設置しております。これらのカメラは、牛久市防犯カメラの設置及び運用に関する規則並びに牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則によって運用管理されております。設置場所を決定する際は、牛久警察署の助言を受けながら実施しております。加えて、現在、庁内横断プロジェクトを立ち上げ、市内の防犯カメラを防犯カメラ網とするべく、面的整備の方針の検討をしております。

雑草除去対策につきましては、各行政区及び各小中学校から、雑草等で危険な状況等になっている箇所の情報をいただき、それぞれの担当部署で対応しております。道路等につきましては、54カ所の危険箇所の情報を受け対応しており、今回の雑草の草刈り、運搬、処分の実施に対し緊急な対処を必要とすることから、今定例会で2,000万円の増額補正を計上したところであります。

空き地の雑草繁茂箇所につきましては、これまで12行政区から57件の情報提供を受けており、現地を確認の上、土地所有者へ直接電話で早急な除草をお願いし、34件で解決しております。また、電話番号が判明しなかった土地所有者12名に対しましては、8月30日に除草除去依頼文書を発送いたしました。特に、今回、土地所有者に除草除去を依頼する際には、

本事件の発生を伝え、再発防止のため速やかな対応をお願いしております。

これからも児童・生徒の安全確保のため、行政・警察一体となって努力してまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 藤田議員の学校教育の柱である「学び合い」についてお答えいたします。

御存じのとおり、現在、牛久市の幼稚園、小学校、中学校では、「学び合い」を核とした授業を展開しております。意図的に子供たちをかかわらせながら学び合う授業の積み重ねにより、開かれた人間関係を築き、わからないことを「わからない」と言える温かい環境が子供たちの中に育つことで、全ての子供たちが安心して過ごせる学級と学力の向上を目指します。

この成果を測定するための1つとして、Q-Uテストというものがあります。今の学級の中にいてどのくらいやる気が出るか、どのくらい居心地がよいかを測定するテストです。昨年までに実施した市内の学校では、年度初めに学校生活に不満や友達からの排斥などを感じていた児童・生徒が、年度末には減少したり、いなくなったりなどの成果が見られました。また、市内の不登校児童・生徒数が年々減少していることも、「学び合い」による成果と考えています。

また、ふだんの授業の中で難易度の高い課題を出すことで、1人では解決できないためにみんなで協同して学びます。このことを通して、友達に依存しながら自立する心と態度を育みます。

学力面でも、確かな知識・技能の定着と、思考力・判断力・表現力などの知識の活用・汎用力の伸長を図ります。今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果が先週戻ってきました。牛久市は、小学校、中学校ともに、国語、算数・数学両教科において、知識を中心としたA問題、知識の活用力を中心としたB問題のいずれにおいても、全国、茨城県平均を上回っております。

しかし、レベルの高い先進的な授業をつくっていくためには、先生方の資質の向上が欠かせません。このため、各学校では、ふだんからお互いの授業を観察し、そこでの子供たちの様子を語り合いながら研修を実施しております。この研修をより深めるために、各学校が外部講師を数多く招聘したり、教育委員会の指導課職員への要請をふやしたりしています。

さらに、去る7月24日には、「学び合い」で世界から注目を集めている佐藤 学先生をお迎えし、学校のリーダーである校長、教頭、教務主任、研究主任等の研修も行いました。こうした取り組みは、国内だけではなく海外からも注目されており、今年度は台湾からの視察団を迎え、今後インドネシアからの視察も決定しております。

今後も、日々の授業が「他者とのつながりを深める場」となるように、学校が核となり、子供、教師、保護者、地域の学びの共同体づくりを目指していきたくと考えております。

続きまして、不登校対策についてお答えします。

本市における年間30日以上欠席している児童・生徒の出現率は、平成22年度は2.0%、23年度は1.86%、24年度は1.67%と減少傾向にあります。やはり小学校よりも学年が進む中学校がふえている現状です。これは、思春期の発達課題の難しさだったり、幼児期からの生育歴だったり、家庭や学校での対人関係などのトラブルだったりさまざまな要因があつて、一つに絞りにくい状況です。

不登校対策としましては、まず、良好な人間関係を意図的に育てていくことです。

道徳や学校行事もありますが、何といても、毎日一番長い時間を過ごす授業の中で、「学び合い」を通したかわりを育てています。

また、早期発見、早期対応のために、授業を初めとした教師の観察、アンケート調査、保護者との連絡などを密にしています。

ふだんの子供たちの見取りを深めるために、市の教育センター「きぼうの広場」のカウンセラーが定期的に学校訪問をし、子供たちの観察もしています。

さらに、不登校の傾向が見られる児童・生徒やその保護者に対しては、担任、生徒指導主事、養護教諭などが、学校長の指導を受けながら組織として対応しています。また、県派遣のスクールカウンセラーや「きぼうの広場」の相談員が学校と連携し、専門的な立場からアドバイスをを行っています。

市の「きぼうの広場」には、市で採用した臨床心理士を初め心理学を専門に学んだスタッフが、不登校の子供たちの適応指導をしたり、保護者面談をしたり、電話相談をしています。昨年度は、約1,400件の電話相談や来所相談に対応しました。通級している児童・生徒に対しては、学校と個別会議を繰り返し、一人でも多く学校復帰ができるように努力しています。

今後も、一人一人の子供たちが楽しく充実した学校生活が送れるように、一人一人の子供の居場所づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーや「きぼうの広場」、児童福祉課などの関係諸機関との連携を深めていきたくと考えております。

次に、いじめ防止対策推進法の制定を受けてについてお答えします。

深刻ないじめ事件が多発する中で、本年6月28日、いじめ防止対策推進法が公布され、9月28日に施行されることになりました。

一定の人間関係にあるほかの児童などが行う心理的または物理的な影響を受ける行為であつて、当該児童等が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義し、いじめ防止対策の基本理念と基本方針、関係者の責務などが明記されました。

法律ができたことは大きなことです。法律ができたことで、いじめを行う行為は悪いことだとの認識が広がりました。例えば、挨拶をしても誰も返事をしてくれないなどといった行為が、これまではどんな刑法にも触れなかったのですが、今回の法律で、いじめはどのようなことでも悪いことだとされました。いじめは、行為としては小さなことでも、被害者の心を深く傷つけることだということを改めて提示した意味は、大きいと思います。

ただ、具体的な内容につきましては、これまでも学校現場で取り組んできたものが多くあります。学校現場では、いじめの定義に当てはまるかどうかにかかわらず、子供たちが人間関係の中で傷つき、苦しんでいけば、担任ばかりでなくチームを組んで全力で取り組んでいます。今回の法律によって、社会全体でこれまでの学校の取り組みを支えることができるようになっていくことを期待しています。

ただ、いじめは、人権問題として見れば、いじめるほうが悪いのですが、教育問題として考えるときに、いじめるほうにも誰かの援助を必要としている場合もあります。こうした点から、大切なことは、子供たちの意識改革と本当に相談しやすい雰囲気づくりや早期発見の取り組みであると思います。

本市でも、いじめ等の問題行動の背景には、自己肯定感、つまり「自分は特別で大切な存在だと思えること」に対する欠如といった問題がありますので、「学び合い」を初め、さまざまな教育活動を通して、よりよい集団づくりに取り組んでいきたいと思います。

さらに、「いじめはどの学校にも起こり得る」という意識を忘れずに、授業中の生徒一人一人の学びの表情の観察、定期的なアンケート、児童・生徒との交換日記、教育相談などにより、いじめの未然防止と早期発見に全力で取り組んでいます。

今後も、この法律ができたことによって国民全体のいじめ防止の意識が高まることを期待しています。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、6番小松崎 伸君。

〔6番小松崎 伸君登壇〕

○6番（小松崎 伸君） おはようございます。政明クラブの小松崎 伸です。

3点について質問を進めてまいります。よろしくお願いをいたします。

まず、平成24年度決算についてであります。

財務省によりますと、国の借金は6月末時点で1,008兆6,281億円となり、初めて1,000兆円を突破いたしました。この借金は、GDP比で200%を上回り、先進国では最悪の水準であります。しかし、日本は経常収支が黒字で、世界一の債権国であることから、日本国債が暴落に向かう可能性は低いと言われております。そして、財政再建のポイントになるのは、日本の社会保障費の抑制ですが、政府の社会保障制度改革国民会議が先月報告書を取

りまとめたところであります。

さて、平成24年度牛久市の財政状況であります。今回決算の大きな特徴は、財政調整基金、減債基金の15億円を超える残高の減少であります。その要因といたしまして、国の経済対策事業に伴う事業前倒しや、借地取得基金への積みかえ等がありますが、今後、市勢の落ち込みが予測される中で、基金残高の確保と市債残高の抑制は、牛久市財政運営の極めて重要な柱であります。

特に基金は、災害や緊急の事案にも即座に対応できる残高の確保が必要であります。今年度大きく減少し、過去10年間で最少の残高になりました。平成24年度健全化判断比率の中の将来負担比率も3年ぶりに計上され、0.6%は数字的には全く問題はないものの、市の財政負担リスクとしては、基金残高の落ち込みが影響をしております。そこで、牛久市として適切な基金残高の考え方、今後の財政運営についてお伺いをいたします。

また、平成24年度は、国の大型経済対策に伴い、後年度予定事業を前倒しで予算計上したことから、繰越事業、事故繰越が多く、事業への過大投資と考えざるを得ません。国、県からの補助を活用した財政運営で自主財源を効果的に市民サービス向上につなげていることは理解できるものの、財政全体を考えた上で、24年度決算における事業への投資実績について改めて御所見をお伺いをいたします。

最後に、義務的経費及び物件費の状況についてであります。まず、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費であります。24年度のそれぞれの増減要因をお伺いをいたします。また、物件費は5年前に比べ約10億円も増加しており、義務的経費同様、その増減要因をお伺いをいたします。そして、これら経常経費への市としての今後の取り組み方針をお聞きいたします。

次に、バイオマス産業都市構想についてであります。

牛久市が国に応募しておりましたバイオマス産業都市構想が、6月、全国8地域の1つに認定をされました。エネルギーと食の地産地消を目指す牛久市のこれまでの取り組みが高く評価され、素晴らしいことでもあります。また、将来への期待も大きいと思います。改めて今までの経緯、取り組みについてお伺いをいたします。

また、周辺4自治体と締結するBDF化の拡大や転用は、牛久市が県南地域の戦略的リーダー都市として飛躍する第一歩であると思います。その具体的内容、そして、進めていく上での課題をお聞きします。

また、今後、関連施設費用で国から半額の補助金が出るものの、10年間は事業の採算性と継続性が求められるとのことですが、その計画、見通しについてお聞きいたします。

そして、今回は、内閣府や農林水産省など7府省による助言や財政支援を受けられるとのこ

とですが、国との連携、進め方についてお聞きをいたします。

最後に、国が認定する固定価格買い取り制度がスタートして1年、再生エネルギーといえば、そのほとんどを太陽光が占める中、バイオマス供給体制の強化をどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

最後に、ひたち野うしく地区における公的学習スペースについてであります。

牛久市は、茨城県内においても有数の文教都市として歩んでおります。生涯学習施設として5つの生涯学習センターがあり、中央生涯学習センターの講座室だけで、その利用者は年間10万人を超え、図書館は、中央図書館を中心に平成23年度ベースで16万7,000人に及びます。市外からの利用も多い、この盛況の要因は、利用者のニーズを先取りした運営にあると思われまます。

しかしながら、現在、牛久市の人口急増地区であるひたち野うしく地区には、そうした公的学習スペースがないため、地元の中学生や県立高校生がスーパーのフードコーナーで学習している姿がよく見られます。そこで、場所として一般的にすぐ頭に思い起こすのが、リフレビルの活用です。リフレビルは、現在、民間の事務所を初め、郵便局、保育園、行政区の会議室等にフルに活用されておりますが、消防法など法的な問題も含め、改めて現状、今後の方針についてお伺いをいたします。

また、一般開放されているひたち野うしく小学校の図書室も、一般、そして中高生には日常的な利用は難しく、利用率も低いと認識をいたしておりますが、現状をお聞きをいたします。これからの牛久市の施設も、当たり前ではあります。地域の状況、市全体のバランス、財政状況、取り組みのタイミングなどを十分検証した上で進めていかなければならないと思料をいたしますが、JR常磐線、そして茨城県南地区をリードしているひたち野うしく地区へ、このような施設、スペースについて今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わりといたします。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 小松崎議員の御質問にお答えします。

まず、24年度の決算についてでございます。

適切な基金残高の考え方につきましては、平成24年度決算における財政調整基金、減債基金、いわゆる一般財源基金の残高は約21億6,700万円となり、前年度末から約15億3,000万円の減少となりました。しかし、これには、平成24年度末の国の経済対策事業に伴い、通常の補助金とあわせて前倒しで予算計上した約22億円に上る事業費の財源である約5億5,000万円の元金臨時交付金が後年度の措置となったことにより、一時的に財政調整基

金で立てかえを行ったことに伴う影響であります。この元金臨時交付金分につきましては、本来であれば、事業計上を行った24年度の財源として交付されるべきものであり、この交付金分を踏まえた一般財源基金の実質的な残高は、約27億1,700万円となります。

なお、一般財源基金残高につきましては、今般の国の経済対策による一時的な基金の取り崩し、あるいは財政調整基金への積み立てを行わずに、地域交流センター建設のための積み立てにかえるなど、効率的かつ堅実な財政運営の手法によりましても残高は減少することになります。このため、適切な残高につきましては、牛久市の財政規模、あるいは今後の財政状況等を踏まえ、約25億円の残高を目途とした財政運営が必要と認識しております。

牛久市では、今後見込まれる地方交付税や国庫補助金の本格的な減少を前に、現在、可能な限りの補助金の獲得を念頭に置きながら積極的に事業を推進しております。一般会計、特別会計を合わせた投資的事業の規模は全体で約46億円となりますが、これは住民生活に必要な今すぐに対応しなければならない事業、また、この先、数年のうちに必ず取り組まなければならない事業であります。これだけの事業展開を行いながら、公債費及び市債残高は継続して減少させている状況であること、その中であって、一般財源基金を一時的に活用した結果の基金残高ということで御理解をいただきたいと存じます。

また、今後の財政運営につきましては、必要不可欠な事業はしっかりと計画を立て、適切な時期に取り組むという従来からの姿勢に変わりはありません。投資的事業につきましては、前にも申し上げたとおり、今後見込まれる地方交付税や国庫補助金の本格的な減少を前に、可能な限りの補助金の獲得を念頭に置き、積極的に事業を推進しておりますので、一時的に大きくなることもございますが、基本的に今までどおり堅実な財政運営をしていかなければならないと考えております。

次に、平成24年度決算における投資的事業の実績につきましては、主な事業といたしまして、ひたち野うしく保育園つくしんぼ、また、奥野さくらふれあい保育園、牛久ふれあい保育園エスカード分園など、民間保育園の開園に伴う建設費補助、また、中根小学校校舎及び体育館、牛久第二小学校体育館の耐震補強・大規模改修、ひたち野うしく小学校校舎の増築事業など、子育て・教育環境の充実に取り組んでまいりました。また、市道8号線及び市道23号線を初めとした市道整備事業、雨水対策としての田宮西近隣公園整備など、牛久市の抱える喫緊の課題に対応したものとなっております。御指摘の繰越事業につきましては、平成24年度には、国の経済対策に伴い、本来25年度に予定していた事業を約22億円前倒しで予算計上し、25年度へ繰り越しをしたものであり、経済対策以外の通常の繰越分約20億円と合わせますと総額約42億円が平成25年度への繰越額となっております。さらに、通常の投資的事業費約35億円を合わせますと総額約77億円が平成25年度予算ベースでの投資的事業費となつ

ております。

また、平成24年度は、さきに申し上げました保育園整備や校舎、体育館の耐震補強・大規模改修など、平成23年度からの繰越分約32億円と平成24年度の事業費約14億円を合わせ約46億円の投資的事業を実施しており、単年度ベースでの事業費は、議員御指摘のとおり、過大となっております。しかしながら、経済対策事業は15カ月予算として対応する方針を国が打ち出しておりますように、単年度事業としての枠にとらわれることなく、いわば2カ年分の投資的事業を着実に推進することにしており、国の財政措置による圧倒的に有利な経済対策事業に振りかえたことに伴う繰越額の増加であります。このように、繰越分を含めた投資的事業の増加は、本市の抱える課題に機を逃すことなく取り組むものであり、借金を減らしながらも着実に課題解決に当たっていることを御理解いただきたいと思います。

次に、義務的経費と物件費のうち人件費につきましては、非常勤一般職の人件費が、職員数の増加及び月額制度の導入に伴う報酬額の改定等により、前年度と比べ約1億円の増加となりましたが、一方で、常勤職員の人件費は、職員数の減少に伴い約1億4,700万円減少し、人件費全体では約4,800万円の減少となっております。

また、扶助費につきましては、マル福対象年齢の延長により療養給付費が約4,700万円増加、及び民間保育園の開園に伴う運営補助が3,900万円増加となり、扶助費全体では約1億1,400万円の増加。公債費につきましては、ここ数年取り組んできた起債発行抑制、また図書館建設事業債等の償還が完了したことにより、前年度に比べ約5,800万円の減少となっております。今後は、稲敷広域や斎場組合など、一部事務組合への負担金に含まれる公債費の削減も進めていかなければならないと認識しております。

また、物件費が5年前に比べ約10億円増加している要因につきましては、主なものといたしまして、平成24年度に行った電算基幹システム改修、及びAED購入に伴う約2億円の増加、平成23年度から学校給食賄い材料費を一般会計に組み込んだことに伴う約3億3,000万円の増加、平成22年度から始まった胃がん・乳がん検診委託に伴う約7,000万円の増加に加え、予防接種業務委託費用は5年前に比べ約1億2,000万円増加しております。そのほか、リフレビルやひたち野うしく小学校等の施設整備の翌年より発生する施設維持管理経費も、物件費を押し上げる要因となっております。

今後におきましては、施設の維持管理等における業務の一括発注、あるいは複数年にまたがる契約、メーカーからの直接購入など、予算執行段階での厳しい精査とあわせて、「ムリ、ムダ、ムラ」を徹底的に省いた事業の推進に鋭意努めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。



○環境経済部長（坂本光男君） 御質問2番のバイオマス産業都市構想についてお答えをいたします。

バイオマス産業都市構想は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の関係7府省が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略に基づき構築された政策でございます。特に、地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの一貫した経済性が要求されたシステムを構築し、産業の創出と地域循環型エネルギーの活用により、環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域を選定するものであります。

本年度に応募のあった地域計画の選定につきましては、有識者で構成する選定委員会でのヒアリングを行うとともに、7府省の副大臣等による選定会議を経て、全国で牛久市を含む8地域が第一次選定地域として認定をされました。この認定を受けることで、7府省連携による助言や財政的支援を受けることができるようになります。今後は、積極的に各省からの情報や助言及び財政的支援を求めてまいりたいと存じます。

今回の産業都市構想の基本となる牛久市のバイオマスタウン構想は平成20年3月に公表し、動植物から得られる再生可能な有機資源を利用していくことで、牛久市を中心とした地域で資源が循環する仕組みを構築するために、7つの施策を掲げ取り組みを進めてまいりました。

中でも、バイオディーゼル燃料製造事業については、耕作放棄地を再生し菜種を栽培、搾油した食用油を学校給食で利用後BDFの原料としているほか、市内外の事業所からも廃油の回収が進んでおります。これまで、阿見町、龍ヶ崎市、取手市、土浦市と協定を締結し、連携と活用の輪が広がってきております。協定自治体及び民間事業において37台の車両にBDFが利用され、牛久市と土浦市ではコミュニティバスに利用されております。バイオマス産業都市構想の選定に当たっては、この近隣自治体との広域的な取り組みが審査委員から評価されたと聞いております。

BDF事業では、需要が伸びる中で、増産への対応は無論のこと、製造機の故障や災害などの非常事態が生じた場合でも、協定自治体への供給責任を果たせるよう製造機の増設が必要であることから、BDF製造機を1台増設するとともに、蒸留機をあわせて設置する計画でございます。また、平成17年度以降のディーゼル車についてBDFが使用できませんでしたが、構想を事業化することでこれらの課題が解消いたします。

今後の計画といたしましては、第1段階として、平成24年の大型補正によりBDF製造機購入費と製造施設等の設計委託が採択されました。第2段階として、BDF製造施設と貯蔵施設及びペレットストーブ用ペレット製造機及び製造施設の補助について、国に事業の採択を申請をしているところでございます。BDF製造施設及びペレット製造施設等の設置場所につきましては、牛久市が所有するうしくグリーンファーム株式会社敷地内に新設する計画で進めて

いるところです。また、現在クリーンセンターにあるBDF製造施設を統合し、生産体制の強化を確立し、地域循環型の輪を広げていくことを目指してまいります。

さらに、構想では、BDF事業のほかに、まきストーブ、ペレットストーブの導入、国のグリーンニューディール基金事業を活用いたしまして、保健センター、三日月橋、奥野生涯学習センターへの太陽光発電及び蓄電池の導入にあわせ、電気自動車の災害時の活用を盛り込み、総体的にエネルギーの地産地消を進め、環境に優しく災害に強い循環型社会スローシティを目指すこととしております。

また、事業化については、採算性と継続性が求められていることから、既に事業を開始しているBDF製造事業では、製造を開始した平成21年度は、廃油が3万5,500リットルに対し2万1,400リットルを製造いたしましたが、24年度は、廃油8万4,882リットルを回収し、5万4,760リットルのBDFを製造いたしました。その結果、売り上げは、21年度の195万円に対し、24年度は677万円まで増加いたしました。事業収支につきましては、昨年度のBDF事業の必要経費は、人件費2名分が516万円、原材料費が196万円、合わせて712万円を要したため、収入収支の差し引きで35万円の赤字となっております。本年度の見通しといたしましては、7月末までに2万1,200リットルを販売し、264万円を売り上げておりますので、昨年度より収入の増加を見込んでおります。

さらに、BDFの用途の可能性については、現在、発電機メーカーがBDFによる発電事業を研究中であり、新エネルギー対策室がメーカーと調整、検討を進めており、まきストーブ、ペレットストーブとともに、市の財政を圧迫する電気使用料の軽減が図れるよう努めてまいります。

今後も構想の実現に向け、近隣自治体との協力体制を拡大するなど、積極的な事業展開をしてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（山越 守君） 教育部長吉田次男君。

○教育部長（吉田次男君） ひたち野うしく地区における公的学習スペースについての御質問にお答えいたします。

初めに、リフレビルの公的学習スペース活用についてでございますが、現在、リフレビル4階会議室は、牛久市内の市民活動団体などが有効に活用しており、平成24年度の利用日数は、第1会議室が271日、第2会議室が186日、第3会議室が223日で、平成25年度の利用日数は、7月末現在、第1会議室が105日、第2会議室が51日、第3会議室が76日となっております。

また、2階リフレプラザを団体などの利用がないときはオープンスペースとして開放しておりますが、プラザは、音楽団体の演奏会や練習、各種展覧会、選挙の期日前投票所などとして

さまざまな用途で利用されており、平成24年度は152日、平成25年度は7月末現在、38日の利用日数となります。今後も会議室、リフレプラザは利用率の増加が見込まれますので、公的学習スペースとしての活用はできない状況にあります。

次に、ひたち野うしく小学校図書室の利用状況であります。ひたち野うしく小学校図書室は、現在、土曜日、日曜日、祝日に、市内在住の子供たちが家族とともに読書に親しむ場として提供されております。平成24年度の利用者数は年間182人、平成25年度の利用者数は7月末現在117人となっており、徐々にではありますが、利用者数は増加傾向にあります。

次に、ひたち野うしく地区への今後の取り組みについての質問でございますが、ひたち野うしく地区は、平成10年にまち開きされ、ひたち野うしく駅を中心に新しいまちづくりが進められており、子育て世代を中心に毎年人口が増加しております。

当該地区の人口規模や地理的状況を鑑みれば、公共施設整備を行っていく必要があることは十分に認識しているところでございます。現在、牛久駅西地区において検討しております、小学校の図書室を地域住民が利用できる中央図書館の分館として開館するための検討を、ひたち野うしく小学校においても検討していき、その中で学校図書室を学習室として利用することが可能か、あわせて検討してまいります。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 改めまして、おはようございます。石原幸雄でございます。

ただいまより、通告に従いまして、市長並びに関係部長に対しまして5点の質問を行います。まず、第1点目といたしまして、6月定例議会における市長の答弁についてお尋ねをいたします。

御承知のように、私は、さきの6月定例議会における一般質問の冒頭で、常磐新線に対抗するまちづくりの手法に関する質問をいたしました。その質問に対する答弁者は市長であったことは記憶に新しいところであります。その際の私の質問の趣旨は、本市を含む県南地域のJR常磐線沿線の自治体は、常に常磐新線沿線の自治体に対抗する気概を持ってまちづくりに取り組まねばならないが、鉄道を例に挙げると、常磐新線は高架化されていることから、駅周辺

の東西や南北の一体的な町並みの形成が容易であるのに対して、常磐線は高架化されていないので、駅周辺の東西や南北の町並みが鉄道によって分断され、一体的な町並みの形成が容易ではない。それゆえ、常磐新線に対抗するまちづくりの手法の一つとして、県南地域の常磐線沿線の自治体が連絡協議会等を結成し、常磐線の立体交差化を目指すべきであると考えるか、というものであります。

しかるに、その質問に対する市長の答弁は、結論からいって、鉄道の立体交差化は考えないというものでありましたが、今になって振り返ると、私は、その答弁にはいま一つ納得できないものを感じているのであります。

そこで、常磐新線に対抗するまちづくりの手法について、改めて3項目のお尋ねをいたします。まず、鉄道の立体交差化を考慮しない理由は何か。次に、鉄道の立体交差化は、今後も考慮に入れないのか。さらに、関連事項として、まちづくりにおける鉄道の位置づけや役割についてはどのように考えているのか。以上の3項目について、明快なる答弁を求めるものであります。

次に、第2点目といたしまして、子育て支援策について、2項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、ふるさとハローワークの設置についてであります。余り聞きなれない言葉ですが、ふるさとハローワークとは、地域職業相談室の別称で、公共職業安定所が設置されていない市町村において職業相談や職業紹介等を行うために、国と市町村が共同で運営する施設であります。この施設は、茨城県内では現在、つくば市、取手市、ひたちなか市、常陸太田市、鉾田市の5市に設置されていると認識をいたしております。そして、この施設の設置については、これまで複数の牛久市議会議員が一般質問で取り上げてまいりましたが、私は、本市の提唱する子育て支援策の一環として考えてみたいと存じます。

申し上げるまでもなく、本市においては、中根小学校やひたち野うしく小学校の放課後児童クラブ施設の整備が喫緊の課題であることに象徴されるように、出産後も働く意欲を持つお母さん方が多く見受けられる昨今であります。求職や求人に関する情報は、ハローワークに集中していることは論をまたないところであります。一方、求職活動において最重要視されるのは、地域に密着している職住近接の職場という条件であります。ふるさとハローワークには、このような条件に適合する求職情報や求人情報が集中しているものと判断をいたします。

そこで、子育て支援策の一環として、出産後も働く意欲を持つお母さん方に対する職業相談や職業紹介等を行うために、本市へのふるさとハローワークの設置を検討すべきであると考えられるのでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

また、このこととあわせてお尋ねをしたいのは、事業所内保育所の設置の働きかけであります。御承知のように、少子化を背景とする子育て支援策の一環として事業所内保育所を設置す

る企業が見受けられますが、この施設は、小さな子供を持つお母さん方が安心して職務に専念できるように、職場に近接する場所に設置されるものであると認識をいたしております。しかるに、今から20年くらい前の話になりますが、企業経営者の中には、このような時代の要請を先取りする形で、次のような主張をする経営者が見受けられたのも事実であります。すなわち、現代は女性の社会進出の著しい時代であるが、出産後も職場で働く意欲を持つ多くの女性の立場に立てば、子育て支援策は行政側だけではなく、むしろ企業側においても講じられる必要があるというものでありましたが、今にして思えば、企業の社会的な責任の一端を示すものとして、極めて先見の明があったと判断をいたします。

ところで、急速な少子化を背景とする次世代の育成に関して、国及び地方公共団体、並びに企業の事業主の責務を明確にするとともに、行動計画の策定等を定める目的で設置された次世代育成支援対策推進法においては、従業員数が100名を超える事業所は、少子化を背景とする子育て支援策について具体的な行動計画の策定や公表等が義務づけられておりますが、同法の第5条には、事業主は、国または地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないとの、行政に対する企業側の協力義務が明記されているのであります。

そこで、本市としては、少子化を背景とする子育て支援策の一環として、今後誘致する企業や従業員数が100名を超える事業所に対しては、事業内保育所の設置を働きかけるべきであると考えておりますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、第3点目といたしまして、災害時の水の確保について、2項目のお尋ねをいたします。

まず初めは、給水車の増車についてであります。一昨年の東北地方太平洋沖大地震に伴う大災害において、私たちは、災害時に必要不可欠なものの一つとして、水の大切さを改めて学習したことは記憶に新しいところであります。このことは、県南水道が数日間をわたって断水し、その結果、本市の多くの世帯が飲料水等の確保に苦労を余儀なくさせられたことから明らかであります。その際、多くの市民に飲料水等を供給するために本市が保有する給水車は1台でありました。しかるに、およそ3万3,000世帯を超える本市において、災害時用の給水車が1台であることに問題はないのかとの市民の切実な声が、いまだに聞かれるのであります。すなわち、一昨年の大地震に伴う大災害の際、本市は、県南水道企業団等の所有する給水車も含めて複数台の給水車を使用して本市の断水状況に対応したと認識をいたしておりますが、今後は、一昨年を上回る規模の大地震が発生し、それに伴う大規模な断水が再度発生する可能性を否定できないとの前提に立ち、非常時の飲料水の確保のあり方を再考すべきであると存じます。

ところで、大地震に伴う断水時の飲料水の確保に際して留意すべきことは、県南水道等の他

の機関の保有する給水車は、いついかなるときも本市が専属で使用できるとは限らないということであり、今後は、その観点から本市の保有する給水車の台数が検討されてしかるべきであると判断をいたします。

そこで、改めてお尋ねをいたします。大地震等の再度の発生を視野に入れた防災対策の一環として、給水車の増車を検討すべきであると考えているのでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

また、このこととあわせてお尋ねをしたいのは、災害時用の浄水器の導入に対する働きかけについてであります。

大災害時、停電等により上水道や井戸水が使用不能となり、その上、給水車の巡回も時間がかかるなどの事態の発生が想定をされますが、そのような場合、雨水や川の水等を飲料水に変えるための災害時用の浄水器が極めて有用であると認識をいたします。すなわち、災害時用の浄水器は、主にガソリンを動力源としているために、停電をしているときでも有効に作動して雨水等を飲料水に変える役割を果たすのであり、維持費用も最新式のものであればほとんどかからないことなどの理由から、全国の自治体や行政区及び自主防災組織等を中心に静かに導入が増加していると聞き及んでおります。

ところで、災害時用の浄水器は、1台当たり60万円から80万円ほどの費用がかかると思われることから、全ての行政区や自主防災組織が導入することは容易ではないと推測をいたしますが、先述のように、緊急時には非常に利便性のある防災用品の一つであると確信をいたします。

そこで、本市においても、今後の防災対策の一環として、各行政区や自主防災組織に対して、災害時用の浄水器の計画的な導入に向けての働きかけをすべきであると考えているのでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、第4点目といたしまして、東部地域の上水道の整備についてお尋ねをいたします。

冒頭に申し上げますが、私は、私の住む東部地域について、次のように認識をいたしております。すなわち、水と緑に囲まれた自然環境の豊かな農村地区である本市の東部地域は、理化学的に表現をすると、光合成の原理により酸素をつくり出し、それが、本市の中央地域や西部地域などの人口密集地域に送り出されて二酸化炭素となり、再び東部地域に戻って酸素になるという循環システムのかなめとの認識であります。しかるに、件数は大幅に減少したとは言われるものの、自然環境に恵まれた農村地区である東部地域は、産業廃棄物等の不法投棄先として狙われやすい地域であることから、地域住民は、廃棄物を原因とする土壌汚染や井戸水の汚染等に常に脅かされた生活を余儀なくされていると言っても過言ではないと思うのであります。一方、東部地域では、小坂団地を除いて、現在のところ飲料水については、地域全体で井戸水

を使用しておりますが、万が一、土壌や井戸水が汚染された場合を想定すると、おのずと上水道の整備が喫緊の課題としてクローズアップされるのであります。

ところで、近年、県南水道から桂、奥原の両工業団地への工業用水の供給が開始されたことに伴い、両工業団地に近接している井ノ岡地区の住民世帯を対象とする上水道の整備が、本年度から3カ年の計画で進められると聞き及んでおります。そこで、お尋ねをいたします。本市としては、井ノ岡地区を除く東部地域にかかわる県南水道の上水道の整備計画について、どのように把握しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、第5点目といたしまして、阿見町への場外馬券売り場の設置に伴う交通渋滞対策と防犯対策についてお尋ねをいたします。

去る6月18日の新聞報道によると、来年の3月ごろの開業を目指して、日本中央競馬会が阿見町吉原のアウトレットモールの西側に近接する区画整理事業地区内に、コンビニエンスストア程度の規模で、発売と払い戻しを行う券売機を設置し、職員も常駐させる場外馬券売り場の建設を進めていることが、報道前日の12日の町議会の一般質問で明らかにされました。加えてその報道では、馬券売り場は2年間限定の社会実験と称するものの、その後の常設化も視野に入れているということ、地元の複数の行政区の住民も建設計画に賛成であること、それゆえに町側も同意する意向を示していることなどが判明したわけであります。

しかるに、このような施設が設置された場合、施設の周辺での交通渋滞と犯罪の発生が想定をされますが、それは本市においても例外ではないと考えられるのであります。すなわち、本市の東部地域の大動脈の一つである県道美浦栄線は、アウトレットモールへの交通量が日々増大を続けている一方で、場外馬券売り場が建設されるとさらに交通量がふえて、休日等には大渋滞となることも想定されることから、地域住民の県道の横断や県道への車の出入りが、現状よりも容易ではなくなるということが懸念されるというものであります。

また、犯罪については、馬券の購入資金やレースの懸賞金にかかわる窃盗、もしくは傷害等の事件の発生に本市の住民が関与すること、あるいは本市の未成年者が馬券を購入することなどが想定されるわけであります。それゆえ、本市としても、阿見町への場外馬券売り場の設置に伴う交通渋滞や犯罪の発生を想定して、確実な渋滞対策や防犯対策を講じるべきであると存じますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わりますが、答弁の内容によりましては再質問をいたします。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 石原議員の御質問にお答えしたいとは思いますが、ちょっと質問の

中で、石原議員が、常磐牛久駅の高架化提案に対する私の答弁についての再答弁なんですけれども、そんな感じの質問の中で、常磐線対策としてという言い方をしているのですが、それは、常磐新線であるTXに対する対策というふうに御理解してよろしいですか。それだけちょっと質問します。（「はい」の声あり）石原議員は、常磐線対策としてというふうに言っているんですね。ちょっと筋が通らないので、確認をさせていただきます。議長よろしいですか。

○議長（山越 守君） 続けてください。

○市長（池邊勝幸君） では、石原議員の鉄道の高架化検討の御提案に関する質問についてお答えいたします。

6月の定例議会における石原議員の高架化検討の御提案では、JR常磐線が牛久市の東西の町並みを分断していることが計画的なまちづくりができない要因であり、鉄道を高架化することにより解決可能という内容でありました。

鉄道の高架化につきまして最大の問題となっているのが、その莫大な整備費用であります。国土交通省街路交通施設課によりますと、平成25年度連続立体交差事業実施箇所における事業費は、1カ所当たり平均約550億円、1キロメートル当たりの整備費は約170億円となっており、JR常磐線の牛久市内区間の延長は7.6キロメートルですので、この区間だけでも事業費は1,290億円と試算され、地盤の悪さを考慮するとさらなる増額が想定されます。この金額は、牛久市の年間予算と比較しても、平成24年度決算額約275億円の4.7倍という莫大な金額となります。事業費に対する国の補助等もあるかと思われませんが、事業効果等を踏まえJRとの費用分担を考えた場合、事業費のほとんどは市が拠出することになります。このことから、大規模事業を実施するに当たっては、総事業費に対する経済効果、市民要望や満足度、市の財政状況などによりその必要性を総合的に検討することではありますが、本件のような市の予算と比較しても桁違いの事業費では、検討の余地もないと言わざるを得ません。

少子超高齢化社会を迎えた現在の牛久市においては、まちづくりの基本を、鉄道の高架化による東西の町並みの一体化をするのではなく、地域の状況やニーズに合わせたきめ細やかなまちのリフォームと、地域コミュニティの活性化、そして、地域の魅力を高めることによる若年層世代の定住促進を図ることに力点を置いた政策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それと、常磐線における牛久市の駅の位置づけではございますが、これは、言うまでもなく、牛久市の今までのこの牛久のまちとしての発展の基礎は常磐線であります。駅なしに、牛久が今のようなまちにありようがありません。仮に明治時代の常磐線が藤代から龍ヶ崎を通って戸崎を通って土浦に行った場合に、その路線を龍ヶ崎市が反対したために、牛久のほうに佐貫からくの字にこう路線が曲がってこちらに来たわけであります。そのことによって今の牛久市が



あるわけでありまして、当初の計画どおりの常磐線の路線の位置であった場合に、牛久駅の今の現状は想像だにできません。そういうことをよく御理解していただきたいと思っております。

以上で、他の質問につきましては担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 石原議員の2つの御質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援策のうち、ふるさとハローワークの設置についての御質問にお答えをいたします。

ハローワークの出張所の設置についての御質問は、平成22年第2回及び平成23年第2回牛久市議会定例会において利根川議員の御質問にお答えしたとおり、当市を管轄するハローワーク龍ヶ崎では、管内の取手市に地域職業相談室として出張所が設置されているため、現時点で牛久市内への設置は極めて可能性が低いことは変わっておりません。

さらに、市役所の会議室を使用して平成22年12月に実施することができた出張ハローワークですが、平成23年度は東日本大震災の影響で実施することができず、平成24年度におきましても、前年度に引き続き、震災の影響や、国のハローワークに対する人件費等の削減傾向の影響で、たびたびの働きかけにもかかわらず実現の運びには至りませんでした。

そこで、御指摘の子育て支援策の一環としての育児女性の再就職支援につきましては、現在の安倍政権における女性の就業率向上が、経済成長を後押しするという成長戦略の中核に位置づけられていることから、国内の25歳から49歳を中心とした女性の就職希望者300万人超が就職すれば、GDP国内総生産が1.5%上昇するという内閣府の試算も発表されているところでございます。

そのような中で、県内では、水戸、日立、古河市の3カ所で、全国では174カ所に設置されている育児と仕事の両立を望む女性の就業支援を行うマザーズハローワークや、ハローワーク内のマザーズコーナーが、来年度以降拡充されるとの新聞報道もあることから、国の動向を見守りつつ、働くことを希望する女性が就業意欲を失うことなく、その能力を伸長、発揮できる環境を整備できるよう、現在も続けているハローワークからの週1回の求人情報の提供や、茨城県のジョブカフェいばらきが実施する就職セミナーや就職面接会の紹介とあわせ、出張ハローワークの実施についての再要望をするなど、ハローワークや関係機関との協力体制の継続に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、東部地区への上水道の整備についての御質問にお答えをいたします。

東部地区への上水道の整備につきましては、平成24年5月2日から、奥原工業団地及び桂工業団地に、県南水道企業団が上水の供給を開始いたしました。その供給ルートは、龍ヶ崎市泉町から小坂町の国道408号線を経て、市道7号線から井ノ岡行政区内を抜け、広域農道か

ら各工業団地へ接続していることから、東部地域の3行政区から配水管布設要望書が県南水道に提出されております。

通常、上水道の整備につきましては、上水道整備を必要とする地区から配水管布設要望書の提出をいただき、地区の加入同意が固まった時点で、県南水道が毎年の予算枠の中で工事を進めております。ただし、県南水道は、牛久市、龍ヶ崎市、取手市、利根町の4自治体で構成する公営企業体であり、独立採算で運営をしていることから、上水道整備につきましても、多くの加入者が見込め、中長期的に採算性が見込めることにあわせ、水質が悪化して飲用に適さない地区を優先して予算化し、整備を進めております。

県南水道の経営状況につきましては、平成18年度から牛久市の要請で経営の見直しを進めておりますが、老朽施設の更新や鉛管や石綿管の布設がえなど費用負担がかさんでおり、また、県から購入する原水の価格が県南水道が供給する価格を上回る逆転現象がいまだに続き、給水収益も、節水器具の普及や給水人口の伸びの鈍化により、経営状況はまだ楽観できる状況ではありません。

井ノ岡行政区につきましては、既に全戸が県南水道に加入することが決定していることから、今年度から3年計画で工事が始まる予定でございます。

今後の東部地区への水道整備につきましては、県南水道に確認したところ、井ノ岡行政区への布設終了後に、要望等を考慮し、財政状況を見きわめながら順次整備を進めていく意向でありますので、御理解を賜りたく存じます。以上です。

**○議長（山越 守君）** 保健福祉部長清水治郎君。

**○保健福祉部長（清水治郎君）** 続きまして、子育て支援策のうち、事業所内保育所の設置の働きかけについてお答え申し上げます。

次世代育成支援対策推進法は、急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため制定されました。この推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定・公表するとともに、企業においても従業員数に応じて、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定することになっております。

一般事業主行動計画の策定・公表・従業員への周知が、平成22年度までは従業員数300人を超える事業主に義務づけされておりましたが、平成23年4月より、100人を超える事業主が義務づけられ、平成27年3月31日までの時限立法での事業推進となっております。

平成25年3月31日現在、茨城県内の事業所内保育所は149カ所あり、うち牛久市内には、牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院、古河ヤクルト販売の3カ所が事業所内保育所を有しており、本年8月1日現在で、ゼロ歳児から5歳児まで合わせて215名の児童を保育

しております。

現在、茨城県では、中小企業等の従業員と子育ての両立を支援するための事業所内に託児施設を整備する事業者に対し、財政支援を行っております。牛久市では、事業所内保育所の設置・運営に関するノウハウや情報提供を行いながら、事業所内保育所の設置を推進しております。事業所内保育所では、24時間保育を実施するなど、事業所の勤務形態に合致した特別保育を実施するなどの利点があり、牛久市では、今後とも事業所内保育所の整備を働きかけるとともに、社会福祉協議会を初めとする民間運営の認可保育園の整備を中心に進め、待機児童の解消に努めてまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、2点の御質問にお答えいたします。

災害時の水の確保についての御質問にお答えいたします。

まず、給水車の増車についてであります。現在、市で緊急時に使用可能な給水車は、市所有の車両が1台、県南水道企業団で企業団構成自治体で共用の車両2台となっております。さらに、本年11月に県南水道企業団で1台を購入する予定でございますので、本年末には、市1台、県南水道企業団3台、合計4台での給水体制が整います。

また、消防用水槽車1台を市で保有しており、東日本大震災で要望の多かったトイレ洗浄用の水の給水にも使用できます。さらに、阿見町にある陸上自衛隊武器学校への災害派遣要請により、給水車による給水支援も受けることが可能となっております。

次に、給水の状況につきまして、市では岡田小学校、刈谷区民会館、みどり野区民会館の3カ所に100トンの飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しております。また、本年度に田宮交差点付近の三角地を防災広場として整備し、40トンの飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する予定となっております。これらの貯水槽には、県南水道企業団の上水が常に貯留されており、非常時には清潔な飲料水を供給することが可能であります。飲料水兼用耐震性貯水槽4基は、3万7,700人の3日分の必要量に相当します。これらの貯水槽は、東日本大震災においても給水の拠点として大きな役割を果たしました。

また、第一次避難所である各行政区の集会所等には井戸の設置を進めており、平成23年度から平成24年度に19カ所の施設に井戸を設置し、現在、51カ所の集会所等に井戸が備えつけられております。なお、本年度には新たに5カ所に設置を行う予定であります。これらの飲料水用のほかに、トイレ洗浄用の水の給水には、栄町にある県南水道企業団牛久配水場にある同企業団所有の井戸も使用できます。

市としましては、災害時の断水に際して、これらの給水車と飲料水兼用耐震性貯水槽及び井戸からの給水、備蓄ペットボトルの配布で対応が可能であると考えております。したがいまし

て、現時点で給水車の増車予定はございません。しかしながら、今後、市内の人口分布に大きな変動があった場合などは、それらを踏まえた見直しも必要であると考えております。

次に、災害時用浄水器の導入に向けての働きかけについてであります。災害時用浄水器とは、災害等における断水時に水道水ではない水を浄化して飲める水にする機器であります。これにより、学校のプールの水でも飲用が可能な状態になります。現在、市では、この災害時用浄水器を1基保有しております。

今後の浄水器の導入についてであります。これにつきましても、先ほどの御質問にお答えしたとおり、市内3カ所に設置されている100トン及び本年度田宮町に整備予定の40トンの飲料水兼用耐震性貯水槽、各行政区集会所の井戸からの給水、備蓄ペットボトルの配布、市給水車及び県南水道企業団、陸上自衛隊からの給水支援により、安全な水を安定して供給できる体制が整っていると考えております。加えて、トイレ洗浄用の水につきましても、市所有の消防用水槽車と県南水道企業団の井戸がございます。このため、現時点で浄水器のさらなる導入の予定はございません。しかしながら、これに関しましても、今後、市内の人口分布に大きな変動があった場合などは、それらを踏まえた見直しは必要であると考えております。

今後も、地域防災計画の見直し等を踏まえて、災害時の給水体制の充実に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、阿見町への場外馬券売場の設置に伴う交通渋滞対策と防犯対策についての御質問にお答えいたします。

阿見町地内に予定されている場外勝馬投票券発売所、いわゆる場外馬券売場設置の進捗状況ですが、阿見町に確認したところ、あみプレミアム・アウトレット隣接地に、今年度末をめどに設置が進められているとのこととあります。加えて、この発売所は常設ではなく、社会実験として2年間の期限つきでの設置になるとのことでした。

次に、場外売場の設置に伴う交通渋滞対策についてですが、これにつきましては、牛久警察署に確認したところ、警察では、事業主である日本中央競馬会に対し、自主警備の原則のもと、来場者の予想に基づいた交通誘導體制を確立し、周辺道路における違法駐車対策、駐車場待ち車両による交通渋滞対策を講じるよう指導するとともに、歩行者の安全対策や交通事故防止対策についても万全を期すよう指導しているとのことでした。

これらを踏まえ、市としては、今後の状況を見ながら、牛久警察署や阿見町等との関係機関との連携を密にとり、その時々々の交通状況に応じた諸対策を検討してまいります。

次に、場外馬券売場の設置に伴う防犯対策についてであります。これにつきましても牛久警察署に確認したところ、警察では事業主である日本中央競馬会に対して、自主警備及び自主防衛の原則のもと、現金輸送対策、暴力団対策、騒音対策、未成年者対策、非行少年や暴走

族の蝟集対策、雑踏事故防止対策等を講じるよう指導しているとのことでありました。

したがいまして、市としては、防犯対策につきましても、先ほどの交通渋滞対策と同様、今後の状況を見ながら、想定外の事態にも対処できるよう牛久警察署や阿見町等との関係機関との連携を密にとり、状況に応じた諸対策を検討してまいります。

今後も、市としては、施設のオープンが市民生活に悪影響を及ぼさないよう、かつ有事の際には速やかな対応ができるよう、関連情報の収集と、その情報に基づいた諸対策の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 18番石原幸雄君。

〔18番石原幸雄君登壇〕

○18番（石原幸雄君） 1点について再度の確認の意味でのお尋ねをいたします。

まず、まずと申しますか、常磐線の高架化の問題でございますが、市長からもお金がかかるという答弁がございましたが、これは、私もお金がかかるということは十分に認識をいたしております。ただ、誤解のないように申し上げますが、私が6月議会でお尋ねをしたことは、牛久市内を通過する7.6キロ全体の常磐線の部分を高架化せよということではなくて、JR宇都宮線で古河市がやっているように、駅を中心として前後1キロぐらいの区間をやってみたらどうかということでございます。

そして、お金がかかるということでもありますから、これは、牛久市単独ではなくて、県南の例えば取手から土浦までの自治体が連絡協議会等をつくって、将来等のまちづくりの一環として考えたらどうかという意味でございますので、その点についてどのようにお考えであるのか、再度のお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 駅の高架化については、私も、おととしですか、鳥取の駅を見てまいりました。今の自民党の幹事長の石破さんのお父さんが区画整理事業という形の中で駅の高架化を行い、周辺の区画整理事業とあわせてやられたと、その功績によって銅像まで立っているというような場所でしたが、今の高架化については、財政的な問題を除けば非常に理想的な話ではございますけれども、逆に石原議員にもお願いしたいのは、私自身は、この常磐線については、30歳代からは常磐線の複々線化、それから青電の土浦までの乗り入れ、東京駅の乗り入れ、また、東京駅を通り越して横浜までというふうなことを、長年、30年近い活動をですね、商工会の青年部の副部長時代を含め仲間とやってきた経緯がございます。そういう中であって、高架化の問題について、言うのは簡単ですよ。県南の取手市さん初め沿線の自治体の首長さんたちの理解を得られるかどうか、私は十分わかっているつもりであります。そ

ここまでおっしゃるなら、自分でその協議会を結成すべく活動をしていただきたいと思います。と思っています。

言うのは簡単なんです、何だって。現実の中でそれをいかに実現するかということとは、それは別世界でございまして、アニメの世界でどこかの国へぱっと行くのとわけが違います。ぜひともその辺の現実を見据えた中での実現可能な大人に夢を見させる、そのような政治家になってほしいと、そのように私は希望しております。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時06分休憩

---

午後1時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番宮崎 智君。

〔10番宮崎 智君登壇〕

○10番（宮崎 智君） 通告の4件について一般質問を行います。

第1点目、選挙投票時間の繰り上げについてであります。

この件につきましては、昨年第1回定例会におきまして、牛久市の対応について質問を行い、繰り上げ投票を行う予定はない旨の回答があったところであります。

こうした中で今回、再度の質問を行う背景には、ことし7月21日投票票で行われた参議院議員通常選挙があります。総務省によりますと、今回の選挙で投票終了時間を繰り上げたのは、全国の投票所4万8,777カ所のうち、実に34.8%となっております。これは、投票率の低下に歯どめをかけるため、午後6時までの投票時間を午後8時までに延ばした1998年以降の国政選挙で最も高い比率となっております。国内を見ていきますと、投票終了時間を1時間から2時間繰り上げる市町村は、一部投票所の2つの市を含めて全体の8割近い34市町村に上っております。これは、昨年末の衆議院議員総選挙時より10市町村の増加であります。投票所で見えていきますと、繰り上げを実施した投票所は、全体1,450カ所のうち実に74%に当たる1,072カ所となっております。投票終了時間の繰り上げに伴い、午後9時からとされる開票開始時間につきましても、31市町村が午後8時に、つくば市が午後8時30分となっております。今月8日に行われました茨城県知事選挙におきましては、県内各市町村、参議院議員通常選挙と同じ対応状況であると聞いております。

投票終了時間の繰り上げを実施している市町村の実施理由につきましては、立会人や職員の軽減負担、期日前投票の定着化、夜間の投票率の低下、開票結果の早期公表などとなっております。

ます。この一方で、有権者の権利を制約しかねないとの批判もあるようであります。

そこで、お伺いをいたします。前回の質問で、投票終了時間の繰り上げは実施しないとした牛久市で、今回の参議院議員選挙での繰り上げ実施状況をどのように捉えているか、お伺いをいたします。また、牛久市での投票終了時間の繰り上げの実施について、実現化されるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目の質問です。

いじめ解消や非行防止に向け、ことし7月1日から、県警本部と県内全ての市町村教育委員会は、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度の運用が始まっております。これは、各警察署と公立小中学校の相互の連絡、相談体制を整備し、いじめ被害や児童生徒の問題行動に早期対応するのが狙いであります。

県内各市町村の教育委員会は、6月中に県警本部とこの連絡制度に関する協定を締結し、7月1日から運用が始まっているところであります。協定書では、警察署長と校長を連絡責任者とし、警察からは、犯罪を起こしたり被害に遭った少年などについて学校に連絡することとなっております。また、学校からは、児童生徒の非行防止や安全確保のほか、学校では解決が困難な事案について警察に連絡するものとなっております。連絡方法は口頭により行うものとし、秘密保持の徹底や児童生徒の人権に配慮することが明記されております。県内各市町村教育委員会の対応は不明であります。ある市の教育委員会では独自の連絡制度実施要綱を策定し、連絡の配慮事項、保護者への確認など、児童生徒への支援、情報の管理及び破棄などを明文化しております。

そこで、お伺いをいたします。牛久市での連絡制度への対応はどのようにしているか、お伺いをいたします。また、7月からの運用開始に伴う制度活用の実績とその内容についてお伺いをいたします。

3点目の質問です。AEDの点検・管理についてであります。

御承知のように、AEDは、日本語で自動体外式除細動器といい、突然心臓がとまって倒れてしまった人の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器であります。我が国では、心臓の発作により突然倒れて亡くなる方が1年間に約3万人もいると言われております。これを交通事故による死者数約6,800人、火災による死者数約2,000人と比較して、心臓発作により突然倒れて亡くなる人が非常に多いと言えます。交通事故による死亡を防ぐためのシートベルトやエアバッグ、早く消火するための消火器と同じように、心臓発作を起こして突然倒れた人を救うためのAEDの普及が進んでいるところであります。さらに、平成16年7月から一般市民の使用が可能になったことも普及に拍車をかけ、全国での設置台数は、平成23年12月現在、約38万3,00

0台となっております。その内訳は、公共施設など一般市民が使用可能なものが全体の78%に当たる29万7,000台、次いで、医療機関の20%、消防機関の3%となっております。牛久市でも設置事業が進められ、各公共施設を初め、各地域の集会施設にも設置され、設置場所を示すシールも掲示されているところであります。

このように急速に普及している一方で、適切な管理が実施されなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であると言われております。製造メーカーでは、設置者に対し、日常の点検や管理の徹底を促す動きが高まってきております。これは、導入から時間が経過すると、バッテリーの劣化などにより緊急時に使用できなくなるおそれがあるためであります。現状として、秋田県内の消防署で、救急車内のAEDが作動せず患者への処置ができない事例が発生しており、高度の経年劣化が原因と見られております。所管の厚生労働省も、安全で安心なまちを目指して日常点検の徹底と消耗品の適切な交換を呼びかけているところであります。

そこで、お伺いをいたします。1点目、市内での設置場所と設置台数などの設置状況。2点目、龍ヶ崎市では10月から全国初として市内コンビニエンスストアに配備しますが、牛久市での今後の設置計画について。3点目、AED使用のための講習会の開催実績。4点目、日常の点検方法。5点目、消耗品の交換等の管理方法。以上についてお伺いをいたします。

4点目の質問であります。

平成16年11月1日に施行になった改正道路交通法では、自動車や電動機付自転車の運転中に携帯電話などを手に持って通話したり、メールの送受信等のために画像を注視しただけで違反となり、罰則などが規定されております。自転車についても、その危険性から県の条例などで禁止しているところもあり、茨城県も、ながら運転が重大事故につながるケースもあることから、改正道路交通法施行細則がことし7月1日から実施されております。細則の改正内容は、自転車運転中に、携帯電話や多機能携帯電話スマートフォンの使用と、イヤホンやヘッドホンの使用を禁止しており、罰則の対象は、違反行為で歩行者と衝突しそうになったり、ほかの自転車に急ブレーキをかけさせたりした場合で、さらに、転倒するなどして周囲の人に危険を及ぼした場合にも対象となります。さらに、違反行為を繰り返して警察の指導や警告に従わないなど悪質な場合は、5万円以下の罰金を科す罰則規定も設けられております。

警察署の統計を調べてみますと、自転車に関係する交通事故は増加傾向にあり、特に自転車対歩行者のような歩行者に対する事故がふえてきております。昨年1年間に発生した自転車と歩行者の事故は、全国で2,625件、県内では15件発生しております。過去10年間を見ても、全国の事故件数は2,300件から2,900件、県内は12件から30件で推移しております。事故が起こりますと、たとえ自転車であっても、加害者、被害者、どちらに



もなり得る乗り物であります。さらに、自転車事故の賠償が近年高額になっており、ことし7月には、事故当時小学5年生が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐるもので、約9,500万円の賠償を命じるものがあり、大きな注目を集めたところであります。

いざ市内に目を向けてみますと、若者を中心に、自転車に乗りながらイヤホンやヘッドホンを使用している人、中には、通話、メール、ネット接続、ゲームなど、携帯電話を使用する姿を見かけるところであります。大変危険であると思う一方で、細則の改正について周知が徹底されていないのではないかと疑問を抱いたところであります。

そこで、お伺いをいたします。市内での自転車での携帯電話使用の現状、周知徹底については、警察と自治体、それぞれが実施するものと思いますが、これまでの実施状況、今後の周知徹底など、安全対策についてお伺いをいたします。

以上、通告いたしました4点について質問を終わります。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度の運用についてお答えします。

御質問のとおり、本年7月1日より県警本部と県内全ての市町村教育委員会が、児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度の運用をスタートさせました。この制度は、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のため、警察署と学校が互いに連絡・相談を行うことで、問題行動やいじめによる被害に早期に対応することを目的にしています。

ただ、これまで学校と警察署の間には学校警察連絡協議会という組織があり、長い間にわたって交通事故や問題行動の未然防止に努めてまいりました。そういった経緯もあり、現在、牛久市においては、非行問題、いじめ問題とも重大な事案は発生しておりませんが、児童生徒の問題行動や学校だけでは解決できないいじめなどが発生した場合、今回の制度を利用すると迅速な対応を行うことが可能になります。

この制度を利用し学校から連絡するのは、宮崎議員がおっしゃいましたように、学校だけでは解決困難な事案、犯罪被害に巻き込まれるおそれがある事案、その他校長が必要とする事案に限られ、口頭による方法で連絡を行います。学校と警察が情報を共有することで、犯罪被害の未然防止、非行の早期発見や早期対応を、また、児童生徒への継続的、多角的支援を行うことで、立ち直り支援や規範意識の育成をこれまで以上に進めることができると考えております。

牛久市におけるこの制度の利用実績は現在ゼロ件ですが、今後利用する場合には、児童生徒の人権に配慮することを最優先し、個人情報保護の観点から秘密の保持と目的外使用の禁止、さらにメモなどの関連文書の廃棄時期についての指導を各学校に対し徹底してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 私のほうからは、御質問1番、選挙投票時間の繰り上げについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ことしの7月21日に執行された参議院議員通常選挙におきましては、全国的に投票所閉鎖時刻の繰り上げを実施する自治体が増加しており、県内を見ても、44市町村中、投票時間の短縮を行わなかったのは牛久市を含む10市町村のみで、77.3%の市町村が投票所閉鎖時刻の繰り上げを行っております。

その理由は、期日前投票の定着や立会人等の負担軽減、夜間投票率の低下、経費の削減などが挙げられていますが、公職選挙法の規定では、投票所の開閉時間の変更につきましては、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られております。

参議院議員通常選挙における牛久市の午後6時から午後8時までの投票状況を見ますと、有権者の5.5%、3,735人が投票しております。また、2時間投票所を閉じる時間を繰り上げた場合は、約90万円の経費節減が図られることとなりますが、牛久市におきましては、平成19年から、期日前投票所だけでなく、各投票所に臨時職員等を配置しております。平成25年の参議院議員通常選挙では、期日前投票所及び各投票所に112名、県知事選挙では121名の一般の市民の方を臨時職員として配置するなど、市民と協働で選挙を執行し、選挙啓発と同時に経費の節減にも努めております。公職選挙法の趣旨からも、有権者が投票しやすい環境を整えることが第一であると考え、繰り上げ投票を行う予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、2点御質問にお答えいたします。

まず、3番目のAEDの点検・管理についてに関する御質問にお答えいたします。

まず、市内のAED設置状況につきましては、市役所、運動公園、生涯学習センター等の公共施設に21カ所、小中学校、保育園、幼稚園に25カ所、行政区の集会所などに68カ所、計114施設にAEDを設置しております。

次に、今後の設置計画ですが、市では、これまで市民の集う施設を中心に設置を進めており、現時点で一通りの設置を終えたと考えております。

また、AEDのコンビニ設置に関してですが、先ほども述べましたように、市では公共施設及び行政区集会所等のコミュニティー施設への整備を重点に進めてまいりました。コンビニ設置に関しては、運用上の課題について、先進自治体の事例を収集しながら引き続き検討を進めてまいります。

次に、AEDの講習会についてですが、市職員には、全員がAEDを正しく操作できるよう、毎年牛久消防署指導の講習会を開催しております。平成24年度は1回開催で19人が受講しております。行政区におきましては、市を窓口として消防署による講習会を実施しております。昨年度は21行政区で1,128人が受講し、今年度も現時点で12行政区が開催または開催予定であります。

最後に、AEDの日常の点検方法についてですが、公共施設、小中学校、保育園、幼稚園などは、施設管理者が毎月定期点検を行っております。平成24年10月に設置した各行政区などの集会所では、設置の際に、操作方法、点検方法などを各行政区役員に直接説明いたしました。現在、今後の点検を適正に行うためのチェック表を市で作成し、各行政区で正しく点検できるように配付を進めております。

加えて、パッドなどの消耗品の管理方法についてであります。市配付のAEDについては、全ての消耗品の使用期限を市交通防災課で把握し、交換時期に交通防災課で一括交換しております。

今後も、AEDの普及促進に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、4番目の御質問の自転車での携帯電話禁止についてにお答えします。

初めに、茨城県道路交通法施行細則の一部改正についてですが、これにつきましては、御質問にもあるとおり、自転車運転中の携帯電話の使用を禁止する条文が新設され、本年5月30日に公布、本年7月1日から施行されております。

具体的には、同法施行細則の第3章、運転者の遵守事項、第13条に、新たに第15号と第16号が設けられ、第15号では、携帯電話を手で保持しながらの通話や操作、画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと、第16号には、イヤホンやヘッドホンを使用して音楽等を聞くなど、安全な運転に必要な音または声が聞こえないような状態で自動車、原動機付自転車、または自転車を運転してはならないことが、それぞれ規定されております。

次に、市内での自転車での携帯電話使用の現状についてですが、これにつきましては、牛久警察署に確認したところ、「現在、市内では自転車利用者による携帯電話使用違反の検挙はないものの、指導警告の対象となる事案が散見される状況である」とのことでした。

さらに、周知徹底の実施状況についてですが、市としては、これまで、牛久警察署や牛久市交通安全対策協議会を初めとする各関係機関及び団体等と連携して街頭キャンペーンを開催し、広報啓発活動や注意喚起などを行い、市民への周知徹底を図っております。

加えて、市内に居住または通学している幼児や児童生徒、高齢者等に対しては、市の交通安

全教員による交通安全教室を通じ、参加者に直接広報啓発や注意喚起を呼びかけるなどして、茨城県道路交通法施行細則の一部改正についての周知徹底を図っております。

また、今後の周知徹底等の安全対策についてですが、市としては、引き続き、警察を初めとする各関係機関及び団体等と連携し、先ほど申し上げました広報啓発や呼びかけ活動などを推進して市民への周知徹底を図るとともに、自転車利用者による携帯電話の使用や、携帯電話使用に起因する交通事故の抑止に努めてまいります。

なお、警察におきましても、指導警告の対象となる自転車利用者に対しては、積極的に街頭指導を行っていく方針であるとのことでした。

最後に、市内高校への周知と指導についてですが、現在の取り組みについて、市内3つの高等学校に確認したところ、各校とも授業時間を割いて交通安全教育を行っているとのことであり、

市としましても、牛久市交通安全対策協議会の役員であります県立牛久高等学校、県立牛久栄進高等学校及び東洋大学附属牛久高等学校の各校長先生を通じて必要な情報の提供を行っているほか、自転車を利用する生徒による交通違反や交通事故の防止について呼びかけを行っております。

今後も、市民が安全で安心して通行できる交通環境の確立に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。会派市民クラブの杉森弘之です。

4点の質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

質問の第1は、シンジェンタジャパンの遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培についてであります。

牛久市議会の議員は、7月、牛久市久野町にあるシンジェンタの遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培を視察しました。既に、生活クラブなどを中心とする市民から、遺伝子組み換え作物の危険性を理由に展示栽培を中止するよう申し入れがあったにもかかわらず、同社は栽培を強行していたものです。今回のトウモロコシは、3種の遺伝子組み換えトウモロコシを組み合わせられていたと言われております。その1つは、B t 1 1 トウモロコシで、アワノメイガなどのチョウ目害虫を殺す性質のもの。2つ目は、M I R 1 6 2 トウモロコシで、タマナヤガなどのチョウ目害虫を殺す性質のもの。3つ目は、G A 2 1 トウモロコシで、除草剤の影響を受けにくくするためにつくられたものです。3種の遺伝子組み換え作物の性質で素朴に感じるのは、虫は死ぬが人間は大丈夫というのは本当なのだろうか、ということです。そして、

そのままでは作物を弱らせるほど強い除草剤を使用して人間に影響ないのか。また、それに耐えられる作物というものが人間に影響しないのかという恐ろしさです。この点について、市の率直な見解を聞きます。

遺伝子組み換え作物による食の安全への脅威は、既にさまざまな国々であらわれ、多くの科学者の実験、研究をもとに多数の警告が発せられています。例えば、健康食品として販売されていた必須アミノ酸の一つであるL-トリプトファンを食べた人が、好酸球増加筋痛症候群という症状を起こしました。1988年から89年にかけてのことです。米国を中心に約1,600人もの被害者を出し、そのうち38人が死亡するという食品公害になりました。それは、日本のある企業が遺伝子組み換えをした細菌につくらせて製品化したものでした。予期せぬ2種類のたんぱく質が生成され、それがあつた体質の人に作用した結果とのことでした。2002年には、スコットランドの組織病理学者スタンレー・ユーン氏は、遺伝子組み換え食品には発がん性があると警告を発しました。また、フィリピンでは、殺虫性トウモロコシを栽培している農場の近くに住む農家の間で、発熱や呼吸器疾患、皮膚障害などが広がっていることがわかりました。ドイツの裁判所が、その殺虫性トウモロコシの情報公開を命じ、再評価したところ、ラットの実験でモンサント社は問題ないとしていましたが、体重ではオスが低下し、メスが増加する。そして、肝臓、腎臓、骨髄細胞に悪影響が見られました。そのため、ヨーロッパでは厳しい規制がしかれ、食品表示にも、日本などのようにいかにげんなものではなく、原材料も含めて遺伝子組み換え食品が使われているかを表示の義務づけを行っております。ヨーロッパから世界へ、GMフリーゾーン、すなわち遺伝子組み換え作物を禁止する区域が拡大しています。日本でも既に全国8,000ヘクタール以上の田畑の生産者が、遺伝子組み換え作物はつくらないと宣言しています。さらに、北海道、新潟県を初め市町村レベルでも規制条例、指針がつけられ、独自の規制が広がっているところでもあります。

「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」によれば、現在の遺伝子組み換え技術では、生物の細胞から遺伝子を切り取ることや、生物の遺伝子を合成することはできるようになりました。しかし、肝心の組み込みについては、安定性を高めてきているとはいえ、基本的には人間が制御できていません。できるのは、目的の遺伝子セットを目的の宿主生物の細胞に潜り込ませるだけで、その先の組み込みは生物任せであります。当然、遺伝子組み換え生物がどのような性質を持つかは不明です。研究者は、目的に合った性質を持つ遺伝子組み換え作物を取り上げますが、ほかにどのような毒性など悪作用を持つかは不明なままです。また、偶然に頼っていますから、同じ作物と同じ遺伝子セットを使っても、二つとして同じものはつくれません。こうした再現性のない技術は科学技術とは言えず、遺伝子組み換え技術の科学性にも大いに疑問が寄せられています。この点についても市の見解をお聞きいたします。

現在の安全性審査は、1番に、審査自身が開発者の任意であり、強制力がない。2番目に、審査は申請者の提出した書類を審査するのみであり、審査機関あるいは第三者機関による試験はない。3つ目に、組み換えされた作物そのものの摂取試験は実質免除されている。4番目に、組み込まれたたんぱく質も急性毒性試験だけで、長期的、慢性的な毒性試験については免除されている。このようなずさんなものであります。遺伝子組み換えは、よく原子力発電に例えられます。うまく使いこなすことができればその生み出すものは大きいのですが、一たび事故が起きれば取り返しがつかない点が似ているからであります。しかし、原発は人間がつくることをやめれば、現状以上にふえることはありません。しかし、遺伝子組み換え生物は、一度作り出され環境に放出されれば、生物として増殖を続ける可能性が存在します。その点では、原発以上に危険な技術とも言えるのであります。

遺伝子組み換え技術が世界を飢餓から救うなどという看板も、もうとっくの昔にメッキが剥がれています。飢餓の問題は、生産技術の問題ではないのであります。かつて、1940年から60年代にかけて、高収量の品種の導入や化学肥料の投入などにより穀物の生産性が向上し、穀物の大量増産を達成しました。いわゆる緑の革命であります。しかし、その結果、飢餓はなくなりませんでした。貧富の格差が拡大し、飢餓は増大したのであります。遺伝子組み換え技術も、一部の開発業者がもうけているだけで、米国モンサント社が既に90%近いシェアで特許及び種子を独占し、さらに遺伝子組み換え以外の種子も独占し出していると言われてます。次は小麦の支配、稲の支配を狙っているとも言われています。しかし、その米国でも、既に除草剤耐性大豆は、全米平均で5.3%の収量減少となり、殺虫性トウモロコシは、耐性害虫の増加によって殺虫剤の使用量が増加するなど、遺伝子組み換え作物は収量の減少、コストの増加などが進み、遺伝子組み換え作物から撤退を希望する農家がふえているとも言われています。

ところで、牛久市においては、9年前の2004年に、牛久市自然観察の森の隣にある財団法人日本植物調節剤研究協会研究所、いわゆる植調研から市に対して話がありました。当時の名前でシンジェンタシード株式会社の開発した遺伝子組み換えトウモロコシを、植調研が委託を受けて実験栽培するというものであります。当時の牛久市中央公民館で一般説明会が行われ、多くの市民が参加しましたが、企業側からは安全性の説明ばかりで、さらに牛久市や議会から理解を得ているなどのうその説明もあり、後日、市長から抗議文が出されたとも聞いています。市民の追及によって、植調研とシンジェンタは再度の説明会を開かざるを得なくなりましたが、直前になって何の説明もなく中止となりました。このことは、今に至っても変わっておりません。約束を守っていないということを指摘せざるを得ません。この点も含め、今回の展示栽培に関する市への手続に問題はなかったのか。2004年の同社による植調研への委託栽培への違いは何か。特に一般説明会は必要ないのか。個別に招致説明する方法でよいのか、市の見解

を聞きます。

農水省の定めた第1種使用規程承認組み換え作物栽培実験指針によれば、栽培実験の実施に当たっては、第1に栽培実験計画書の策定、2つ目に交雑防止措置、3つ目に研究所等の中での収穫物、実験材料への混入防止措置、4つ目に栽培実験を開始する前の情報提供などが義務づけられ、その中に説明会の開催も義務づけられています。展示栽培という名目ですが、栽培実験に変わりはありません。実際に、シンジェンタは指針に基づき栽培計画書を策定し、公表しています。計画書には、栽培試験名、試験の概要が書かれています。この点も含めて市の見解をお聞きたいします。

遺伝子組み換え作物という危険な作物が前述したようなずさんな安全審査を通ったからといって、日本の農家や市民は安全と考えていないからこそ、日本国内での遺伝子組み換え作物の商業栽培は、法的手続的には認められていても、観賞用の花を除いて実施できていないのであります。遺伝子組み換え作物の栽培に関する市のお考えをお聞きたいします。

今回は、開花前に花粉源である雄花を除雄、つまり雄花を取ることとし、花粉の飛散を防止するとなっています。しかし、圃場は四方を網で囲っただけで屋根もありません。ちなみに、昨年、つくば市にある独立行政法人農業生物資源研究所が、同じ遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培をした際には、上部に防鳥ネットを張っています。さらに、同研究所の田部井 豊氏によれば、トウモロコシは除雄したが、それでも外から来た非組み換えトウモロコシの花粉により、遺伝子組み換えトウモロコシに実ができる可能性があったので、袋に詰めて処分したと言います。除雄すれば安心というものではないのです。また、加工用に輸入された遺伝子組み換え菜種が、輸送中にこぼれ落ち、日本各地で自生するなど、予期せぬところから遺伝子汚染は広がろうとしています。三重県鈴鹿市周辺の国道23号沿いに遺伝子組み換え菜種が自生している問題で、遺伝子組み換え菜種とアブラナ科のイヌガラシが交雑したと見られる植物が発見されたともいいます。さらに、北海道は独自に交雑の実験をし、稲では、政府が示す隔離距離20メートルは問題外で、600メートルの隔離距離があっても、交雑率は0.028%もあり、てん菜では3分の2に上ることが明らかにされました。原発問題でも、まさか事故が起こるはずがないとの安易な発想が福島第一原発事故につながりました。交雑の危険性はないのか。さらに、交雑した場合はどうするのか。風評被害も含め補償措置をどのように考えているのか。私は、議員視察の際に、補償のための保険は掛けているのか質問をいたしました。掛けていないとのことでした。市としてはこの問題をどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

質問の第2は、ハートフルクーポン券についてであります。

牛久市のハートフルクーポン券の発行額は、2008年度の3億円を初め、年とともに急増

し、2012年度は6億円にまで倍増しました。県内の他の自治体と比較しても、県庁所在地の水戸市でさえ2億円程度、その他の自治体でも最高で3億円と、牛久市の突出ぶりが際立っています。そこで、ハートフルクーポン券の最近3年間の発行額と、同券発行のための市の負担の最近3年間の推移、近隣の自治体の発行状況について質問いたします。

次に、自治体が発行する商品券について、通常の消費分が商品券に肩がわりされることのほうが多いのではないかと。だとしたら、これは特定の人に自治体がお金を配っていることと変わらないのではないかと指摘もあります。そこで、同券発行による経済効果（想定金額）、同券使用の公平性の確保、企業集中度について説明を求めます。

質問の第3は、障害者の職員採用についてであります。

周知のとおり、身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合、障害者雇用率を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことによって、それを保障するために障害者雇用率制度があります。精神障害者については雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができるとしています。厚労省の報道によれば、本年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業で1.8%から2.0%に、国や地方公共団体等においては2.1%から2.3%に引き上げられました。毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりませんとありますので、この時期に質問することにいたしました。

まず、「障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません」となっていますが、牛久市の場合、誰が障害者雇用推進者なのでありましょうか。また、障害者雇用推進者は、障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設、設備の設置や整備をすることに努めることになっていますが、それらの設置や整備の状況はどのようになっているのでありましょうか。さらに、障害者雇用推進者は障害者雇用状況の報告をすることに努めることになっていますが、どのように報告されているのでありましょう。

最後に、牛久市の最近3年の障害者の職員採用数と障害者雇用率の推移、現状の評価と今後の方針をお尋ねいたします。

質問の第4は、市内の放射線対策についてであります。

安倍首相は、9月7日、福島第一原発の汚染水の影響は、港湾内0.3キロメートルの範囲内で完全にブロックされていると公言しましたが、地元では怒りの声が上がっています。汚染水問題はとどまるところを知りません。原子炉の冷却に使われる水や原子炉建屋に流れ込む地下水など、大量の汚染水は、敷地内に設けられた約1,000基のタンクに貯蔵され、毎日約400トンずつ増加していると言います。東電は、先月、このうちの1基から約300トンの



汚染水が漏れ出したと発表しましたが、その後さらに別のタンクや配管からも高い放射線量が検出されています。水漏れが見つかったのは、汚染水の増加に対応するため短期間で増設されたタンクの一つで、同じ型のタンクは350基あり、同じように劣化が懸念されています。あしたで福島原発事故から2年半が経過しますが、1号機から3号機では、溶け落ちた炉心、すなわち核燃料がどこにあるかもいまだにわかりません。ただひたすら炉に水を入れ続け、冷やすすかない状況にあります。水を入れれば汚染水になってあふれるのは当たり前で、それに地下水も加わり、大量の放射能汚染水が事故後ずっと流れ続けているのであります。

東電と政府は、今まで汚染水の海への流出も認めてきませんでした。太平洋、さらに世界への影響ははかり知れず、事故の収束と海洋流出の解決ができなければ、その被害額、すなわち損害賠償額も想像が付きません。この高濃度汚染水の流出問題に加えて、建屋への大規模な浸水と液状化、建屋の傾斜あるいは倒壊の危機も迫っています。タービン建屋と原子炉建屋では地下の高さが異なり、タービン建屋は岩盤に固定されておらず、地下水位の上昇によって浮き上がる危険も高いことが指摘されています。3.11東北地方太平洋沖地震の本震以降、震度5以上の余震が頻発しており、真横に倒れなくとも、大きく傾斜するだけで重要機材は破壊されます。特に使用済み燃料プールや冷却水を送る配管類が破壊された場合、深刻な事態になることは間違いありません。

さらに、東京新聞によれば、福島県の県民健康管理調査検討委員会が、8月、甲状腺がんの診断が確定した子供は、前回6月の12人から6人ふえ18人になったと報告しました。福島県立医大の鈴木眞一教授は、確定者のがんの大きさなどから、二、三年以内にできたものでないと考えるなどと述べ、原発事故の影響に否定的な見解を示しましたが、これで納得するお母さんは多くありません。鈴木教授の見解は、小児甲状腺がんの発生率が通常100万人に1人とされているのに対し、約20万人に18人と90倍も多い事実を無視しているのであります。医師の鎌田 實さんは、鈴木教授らの見解に対し、4年たたないと小児甲状腺がんが出ないという考えに偏り過ぎているのではないかと指摘しております。

そして、もう一つ重大な問題は、政府の帰還政策です。政府は、従来の避難指示区域を見直し、年間20ミリシーベルト以下を避難指示解除準備区域として帰還を進めようとしているのであります。帰還に応じなければ補助も打ち切られていきますから、帰還を強制するようなものです。京都大学原子炉実験所の小出裕章先生は福島県南相馬市で講演し、「自分の職場である京大原子炉実験所の放射線管理区域では、飲食はできないし、厳重に出入りを制限されている。体を完全に除染しないと外にも出られない。しかし、皆さんは実験所よりもっと線量の高いところで暮らしている。この会場もそうだ」と語りかけると、会場は静まり返ったといいます。茨城県においても、子供の放射線被曝を心配する保護者の声は大きいものがあります。国

や自治体の動きを待ってられないと、市民が協働して子供の被曝検査を始める動きもあります。牛久市においては、ホールボディカウンター検査に続き、甲状腺被曝検査を始めるとのことです。その進捗状況について伺います。

次に、牛久市は、公共施設を初めとして放射線測定をしてきていますが、測定の方法について市民から意見が寄せられています。例えば、校庭ではかる場合、校庭の真ん中などをはかる方法を改善し、放射性物質がたまりやすい場所、滑り台の下、雨どいの下、雨水が集まる箇所などを測定してほしいというものです。現在の測定の状況と今後の計画などを質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 杉森議員の3つの御質問にお答えをいたします。

初めに、シンジェンタの遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培についてお答えをいたします。

遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培に関しましては、本年4月の8日にシンジェンタジャパン株式会社の担当者3名が来庁され、遺伝子組み換えトウモロコシの展示栽培について、2010年6月11日に農林水産省及び環境省が承認した品種であるとの説明がございました。害虫抵抗性並びに除草剤耐性トウモロコシの展示栽培を実施するもので、栽培品種は、食品、飼料、環境に対する安全性が食品衛生法において承認済みのものであること、また、4月末に播種をして7月20日の同社のオープンデーで公開予定である旨を伺いました。

栽培に当たっては、既に農林水産省や県にも説明済みで、県では、自治体及び近隣住民への周知を求められたとのことでありました。そのため、地元12行政区への回覧の配付、奥野小学校、牛久第二中学校に対する説明のほか、4月20日にはJA竜ヶ崎市本店にも説明に伺い、4月24日及び同月30日に議会改革特別委員会の各分科会において資料を配付し、牛久市議会への周知も行ったとの報告を受けております。その後、農業委員会や市議会議員の皆様による圃場視察も行われました。

次に、遺伝子組み換えは未完の科学技術ではないかとの御質問についてですが、遺伝子組み換え技術は、医薬品を初めさまざまな分野で既に応用されております。この技術でつくられたものは安全性の評価を受け、承認の得られたものだけが市場に流通しており、特に添加物として使用されているものは、清涼飲料を初めパンやアイスクリーム、お菓子など多くの商品に使用されております。

続きまして、虫を殺すものが人間には害を及ぼさないかとの御質問ですが、今回展示栽培されたトウモロコシに導入された土壤微生物由来の遺伝子が殺虫たんぱく質をつくり、厚生労働省の資料によると、害虫がそのたんぱく質を食べると、昆虫の消化液では完全に分解できず、

腸管内の受容体にくっつき、消化管に穴があいて栄養素が吸収できなくなって死に至るとのことです。人間や動物の消化液はこのたんぱく質を消化でき、受容体も持たないので害はないとされております。

次に、交雑の危険性につきましては、展示栽培圃場では網目5ミリのネットで囲むほか、遺伝子組み換えトウモロコシの花粉が飛散しないように、6月21日から7月14日にかけて順次おしべを取り除く除雄という処理を施しておりますので、交雑は考えにくいと思われま

す。なお、同社によれば、風評被害に対する補償措置は特に行っていないとのことでありました。

続きまして、2004年当時の日本植物調節剤研究協会への委託栽培と今回との違いにつきましては、当時は同社が隔離圃場を持っていなかったため業務委託したものでしたが、両者間のコミュニケーション不足や事前説明の不徹底など手続上の問題もあり、断念した経緯がございます。また、前回の栽培は試験栽培であったのに対し、今回は承認されたものを展示するための栽培でございます。

また、市民説明会の必要性につきましては、静岡県島田市にあります神座サイトを開設した際、農林水産省より指導された方法により情報提供を行っており、今回も同様の手続により回覧や個別でのきめ細やかな説明方法が最良であると判断をしたとのことでありました。

遺伝子組み換え作物の栽培に関しては諸説あり、不透明な部分もありますが、農家にとっては、消毒の手間等、労力やコストの削減にもなり、大きなメリットにもなります。その一方で、組み換え食品に対する不安等があるものも事実でございます。法的には問題なく、公に承認されたものである以上、企業活動を全面的に否定するだけではなく、市としてなすべきことは、遺伝子組み換え作物の栽培が環境面や生活面などで市民に悪影響を及ぼさないように、国や県の定めたルールに沿って全てのプロセスが適切に行われているかどうかを確認しながら、的確に対応していくことが必要であると考えております。そのため、近隣住民やシンジエンタジャパンを含め、関係者及び関係機関と連絡をとり合いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、ハートフルクーポン券についての御質問にお答えをいたします。

過去3年間のハートフルクーポン券の発行額についてですが、平成22年度が、夏季分1億5,000万円、冬期分2億5,000万円で合計4億円、平成23年度が、夏季分2億円、冬期分2億5,000万円で合計4億5,000万円、平成24年度が、夏季分3億円、冬期分3億円で合計6億万円となっております。本年度も昨年度同様、夏季、冬季それぞれ3億円の発行額で6億円の発行を予定しており、既に夏季分は6月3日に販売を開始し、7月29日に完売をしております。

次に、市の負担額の推移ですが、平成22年度は、プレミアム分が2,785万6,800

円、事業費分が592万1,425円で合計3,377万8,225円、平成23年度は、プレミアム分が3,142万2,180円、事業費分が717万5,320円で合計3,859万7,500円、平成24年度分は、プレミアム分が4,539万1,250円、事業費分が630万4,483円で合計5,169万5,733円となっております。

なお、平成23年度分までは商工会事業として行ってまいりましたが、平成24年度から観光協会事業として行っており、発行額が1億5,000万円増加したにもかかわらず、印刷製本費等の見直しにより、事業費は87万837円の減額となりました。

続いて、近隣自治体における同様の商工振興券の発行状況ですが、平成24年度は、土浦市が3億円、龍ヶ崎市が1億円、稲敷市と阿見町がそれぞれ5,000万円、常総市が1億円となっております。

次に、経済効果についてですが、1割分のプレミアムがつくことにより、消費者の購買意欲を喚起する効果があります。さらに、平成24年度でいえば、6億6,000万円分が呼び水となり、それ以上の金額が市内で必ず消費されるため、隣接するつくば市や土浦市への大型店舗の進出が相次ぐ中、市外への個人消費の流出防止を図り、市内の中小零細商工業者の利益向上につなげるとともに、牛久駅東口再開発事業のキーテナントとして誘致したイズミヤの撤退防止策としての効果も大きいものと考えております。

最後に、クーポン券を使用する際の公平性についてですが、発行元である牛久市観光協会は、特定の店舗への誘導や広報等を行っておらず、クーポン券の使用に当たっては、あくまで利用者の自主性に任せており、公平性は確保されているものと考えております。さらに、各業種ごとの売り上げに違いがあることや同業種間においても売り上げに差が出ることは、特定の店舗への利用に偏りがあるということではなく、利用者の嗜好とあわせて、ハートフルクーポン券を利用していただくための販売促進にいち早く取り組んでいる店舗かどうかの、競争力の差が生じた結果であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、市内の放射線対策についての御質問にお答えをいたします。

甲状腺被曝検査の進捗状況についてですが、一昨年の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、大気中に放出された放射性ヨウ素131による初期被曝の不安を解消していくには、ホールボディカウンター検査と同様に、各個人が個々の健康状態を把握する必要があることから、牛久市に合った対策を検討してまいりました。

甲状腺検査は、甲状腺の性質上、精密検査が必要でなくても、約半数の方にしこりやのう胞などの所見があらわれることは、福島県外3県における検査でも確認されているところでございます。そのことで市民に不安感を募らせることのないよう、正しい情報を提供するため、検査内容や甲状腺の特徴について、甲状腺検査導入前に放射能学習会を開催いたしました。学

習会では、筑波大学附属病院乳腺甲状腺内分泌外科学教授の原 尚人先生と、栃木県の国際医療福祉大学クリニック院長の鈴木 元先生をお招きをして、8月10日を皮切りに学習会を3回開催し、331名の方が参加をされました。

甲状腺超音波検査は、竜ヶ崎市・牛久市医師会に協力を依頼いたしまして、本年11月から平成27年3月末まで実施する計画であります。検査対象者は、震災発生当時18歳以下の市民1万5,488名を対象に、1人当たり3,000円を助成し、本年度に200人、平成26年度に400人が検査を受けることを想定をした補正予算案を本議会に上程をいたしました。検査の詳細や実施医療機関等につきましては、11月1日の広報紙や市ホームページにて御案内をする予定でございます。

次に、放射線測定の改善についてですが、小中学校、市立保育園及び幼稚園には、簡易型の放射線測定器を昨年7月から11月にかけて配備し、各施設において随時測定を行っております。本年3月に行った牛久第二小学校の側溝除染や、8月に行った下根保育園のフェンス際の除染は、配備した放射線測定器により線量上昇箇所が発見されたことから、早々に除染をしたものでございます。今後も、各施設で随時測定を継続し、早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、除染後の小中学校、保育園、幼稚園等の放射線量を把握するため、施設内全体の詳細測定を本年4月から行っております。全小中学校13校531カ所で詳細測定を行った結果、7校で14カ所の除染基準の毎時0.23マイクロシーベルトを超えた箇所が確認されましたので、7月25日までに4校が除染を終了し、残る3校につきましても、9月中に除染が終了する予定であります。

保育園につきましては、12園中10園は除染基準未満であることを確認し、除染基準を超えた2園につきましては、8月7日に除染いたしました。幼稚園7園につきましては、全て除染基準未満でありました。

除染基準を超えた放射線量が確認された箇所は、いずれも雨どい下、側溝、フェンス下、グラウンドの端などであり、狭い範囲に雨水によって放射性物質が集まったことが原因と考えております。詳細な測定値及び測定場所につきましては、市ホームページに掲載してございます。

今後も、子供の生活空間を安心して利用できるよう、配備した放射線測定器による随時測定にあわせ、各小中学校、保育園及び幼稚園等で詳細測定を6カ月ごとに実施してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） 杉森議員御質問3番、障害者の職員採用に関する御質問にお答えいたします。

平成25年4月1日から、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国、地方公共団体等における障害者の法定雇用率が、従来の2.1%から2.3%に引き上げられました。当市におきましては、本年度の障害者の実雇用率は2.34%であり、平成24年度は2.31%、平成23年度は2.49%と、直近3年の法定雇用率は達成している状況にあり、同法第39条に基づき、年1回茨城労働局長に障害者雇用状況について報告をいたしております。なお、最近3年間の障害者の職員採用についてはございません。

次に、障害者雇用推進者は誰かということにつきましては、同法第78条に、実効ある雇用推進措置及び適正な雇用管理を行わせるため、常用労働者数50人以上の規模の事業主は、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならないとされております。牛久市役所におきましては、改めてこの選任はいたしておりませんが、職員採用に関しては人材育成課に相談窓口を置いており、障害者雇用推進者の役目とされている各業務は、市長公室長及び人材育成課長が行っております。

障害者雇用促進と継続のための施設の整備につきましては、雇用の問題のみならず、障害を持つ方や高齢者の方が利用しやすいよう、エレベーターやスロープの設置等、本庁舎を初め外部施設も整備し、手話通訳者等の配置など、さまざまな援助も行っております。また、昨年は、知的に障害がある学生の職場訓練の受け入れを行うなど、特別支援学校への就労支援も行っております。

障害を抱える方が生き生きと働き生活していくためには、市役所だけでなく、地域の人々の理解と支援も必要でございます。市では、障害者の雇用状況を維持しながら、第3期計画を迎えた牛久市障害福祉計画に基づき、関係機関と協力しながら、障害を持つ人も持たない人もともに働き、明るい職場を拡大していけるよう、今後も努めてまいります。

○議長（山越 守君） 11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 何点か、確認の意味も込めて再質問させていただきたいと思います。

シンジェンタの展示栽培についてであります。今の御説明によりますと、きめ細やかな対応が最良だというふうなことで説明会についても考えたというふうなお答えだったわけですが、その観点でいくと、もし市民から市民説明会の要求があった場合に、開催すべきというふうを考えているのかどうか、このことについて質問をさせていただきます。

次に、ハートフルクーポン券の問題では、最後のところで回答がちょっとずれていたかなというふうに感じましたので、もう一度質問をいたします。企業集中度というところですか。つまり、業種によってどのように偏っているのかということだけではなくて、同じ業種の中でも企業によってどの程度偏っているのかということ、心配はないのか、公平性はあるのか、この

ことについてお聞きいたします。

3番目の障害者の職員採用のところでは、推進者は特に選任していないということですが、そのこととも絡むのですが、3つ目の障害者雇用状況の報告をすることに努めるということになっていますが、このことについての回答がなかったように思いますので、もう一度お聞きいたします。

4番目の市内の放射線被曝については、甲状腺被曝検査の前に事前学習会を何度か開催をしたというふうに御説明がありましたけれども、その講演の記録というものがあるのかなのか、そのことについて御質問をさせていただきます。以上です。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 杉森議員の再度の御質問にお答えをいたします。

まず、シンジェンタジャパンの遺伝子組み換えトウモロコシの栽培についてですが、市民より説明会の要求があった場合にはやるのか否かというようなことでございますが、これに対しては法にのっとるような形で、シンジェンタジャパンのほうにもその旨は要求をしていきたいと思っております。

それと、ハートフルクーポン券、企業の集中度の偏りはないかというふうなことでございますが、企業の選択については、あくまでも牛久市の商工会の全事業者に対してその確認をとって、ハートフルクーポン券を取り扱いをしますか否かというふうな確認をとった中でスタートしております。ですから、一つの業種に偏ったというふうなことはないと考えております。

あと、甲状腺の検査の学習会の講演の記録はあるかというふうなことでございますが、3回開催しまして、全てビデオでの記録はとっておりますので、あります。以上です。

○議長（山越 守君） 自席でどうぞ。

○11番（杉森弘之君） 最後のビデオについては、要望すれば、それはお借りできる状況ですか。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 講演会の内容については、正式な形で要望いただければ、お見せすることは可能です。

○議長（山越 守君） 市長公室次長藤田 聡君。

○市長公室次長兼人材育成課長（藤田 聡君） それでは、杉森議員再質問の障害者雇用の報告の件なんですけれども、毎年6月1日現在の状況を、年に1回、茨城労働局長宛て、これはここの担当は龍ヶ崎のハローワークとなっておりますので、そちらに報告しているということでございます。

内容につきましては、その通報の様式というのが定まっております、その様式に人数等を

全て報告するということになってございます。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は14時55分といたします。

午後2時40分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番諸橋太一郎君。

[9番諸橋太一郎君登壇]

○9番（諸橋太一郎君） 9番諸橋太一郎です。

ただいまより通告に従いまして3点の一般質問を行います。

まず初めに、公共施設の安全対策について伺いをいたします。

牛久市では、学校の耐震化、小学校・中学校の体育館の耐震化が進められております。学校は、災害時に子供の命を守る安全な場所ではなくはなりません。また、地域住民の避難先にもなります。防災機能を強化することが求められております。

気がかりなことは、地震の際に崩落の危険が指摘されるつり天井の対策がおくれていることです。つり天井は、屋根から骨組みや石こうボードをぶら下げた構造で、断熱性や保温性にすぐれているため、体育館や大型商業施設等で多く使われております。しかし、その構造から振動に弱く、東日本大震災では、ホールなどの大規模施設で落下事故が相次ぎ、体育館で生徒が負傷したケースも見られました。文科省がつり天井の実態を調べたところ、公立の小中高校の体育館や講堂など、約8,500棟に設置されておりました。このうち9割で落下防止措置が講じられておりませんでした。多数の児童生徒が集まっているときにつり天井が崩落した場合、大惨事につながります。無人のときでも崩落すれば、体育館は避難所としての機能を果たせなくなります。安全性を考慮すれば、可能な限り早期に撤去するなど、抜本的な対策が必要です。建築基準法の施行令の一部も改正されます。その対策は急がれております。

そこで、牛久市の学校や体育館、公共施設におけるつり天井の現在の施工状況と、つり天井に対する安全対策をどのように考えられているのか、伺いをいたします。

2点目に、イベント時の安全対策について伺います。

先般、福知山の花火大会露店爆発事故により3名の方がお亡くなりになり、多数の方がけがを負われました。心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。事故の原因は、露天商の男性が、ガソリン携行缶のエア抜きをせずキャップをあけたため、ガソリンが吹き出し、気化したガソリンに引火し爆発したため、多くの死傷者が出る大惨事となってしまいました。エア抜きをし



て発電機をとめガソリンを入れるという安全対策にのっとりた作業をしていれば、起きる事故ではありませんでした。この事故は、1人の人間の不注意により起きた大惨事です。言いかえれば、あのような作業順をとってれば、火を使い、発電機を使用している露店のどこでも起こり得る可能性がありました。多くの人でにぎわうかっぱ祭りも例外ではありません。その後の各地のイベントでは、消防署、警察など協力し安全対策をとるお祭りのニュースが報道されております。牛久市におきましても、かっぱ祭り、Wa iワイまつり、その他さまざまなお祭り、イベントが催され、商工会関係のお店、露天商の店が出店され、イベントの大きな楽しみの一つとなっております。

そこで、お祭りの出店に関しまして、防火の面や突風によるテントの転倒防止等、総合的な安全対策を牛久市としてどのように考えられているか、お伺いをいたします。

3点目に、児童クラブについて質問します。

牛久市の児童クラブの利用者は、入級学年の拡大や時間の延長など、サービスの拡大により利用者数は860名を超え、年々増加しております。土曜日や夏休みなど長期の休みも開級しておりますので、保護者から非常にありがたいという声もよく耳にします。

その一方で、入級資格の緩和や入級していない児童の一時入級を希望するという意見も聞かれます。現在の児童クラブ入級資格は、保護者または同居の親族が次の状況にある場合となっております。1、居宅外で労働することを常態としている場合。2、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合。3、上記の場合に類する状態にある場合、通学、産休、入院、介護等。そして、次の要件に該当する場合は退級となります。上記入級資格の1、2、または3の状況でなくなったとき。2、保護者が週に2日以上勤務等をしていない場合。児童の行動面、健康面に著しく問題等がある場合。4、その他集団活動が不適な場合となっております。

入級資格に当てはめると、保護者または同居の親族が週1日の勤務の家庭や就労していない家庭の児童は、児童クラブには入級できません。児童クラブの目的は、「市内の小学校に在学する児童のうち、放課後の時間帯に仕事をしているなどの理由により保護者が家にいない児童を対象に、授業終了後から遊びを主に子供たちの健全な育成を図ることを目的とする事業です」、とあります。放課後の時間帯に保護者が家にいない児童を第一に考えるのは当然であり理解できますが、その目的を保護者が家庭にいる児童も対象に拡大するならば、より多くの児童に健全な育成の場を提供することができるのではないかというふうに考えます。入級資格の緩和についてどのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

また、家庭の事情により1日だけイレギュラーに入級を希望する場合もあるかと思えます。保護者が急な用事で不在の場合の1日入級について、今後どのような対策をとられるか、どの

ようにお考えになられているか、お伺いをいたします。

最後に、平成25年度第1回定例会におきまして、おやつ消耗品について質問をいたしました。答弁といたしまして、さまざまな課題も出てきており、もう一度原点に立ち戻り、子供たちの実態を探りながら、おやつを含め今後の児童クラブのありようを検討させていただくという答弁がありました。

あれから半年がたちました。課題についてどのように検討されているのか、今現在の進捗状況をお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 諸橋議員の公共施設の安全性についての御質問にお答えします。

市では、これまで、市庁舎、各小中学校の校舎及び体育館の耐震補強工事を計画的に実施しまして、市民の安全と安心の確保に努めてきたところであります。本年度におきましても、岡田小学校体育館の耐震化のため新築工事を実施しているところであります。

これまで、建物の耐震化は、倒壊を防ぐことを目的に建物本体の補強工事が行われてきましたが、東日本大震災では、建物本体のみならず、天井が高い空港ロビー、駅舎、文化ホールや体育館等で、天井材が落下する被害が多く見られました。現行の建築基準法では、文化ホールや体育館等の大規模空間におけるつり天井についての明確な耐震基準が示されておりましたが、本年7月に建築基準法施行令が改正され、8月5日付、国土交通省告示第771号により、つり天井についての具体的な耐震基準が定められたところであります。

改正された耐震基準ですが、平成26年4月以降で、高さ6メートルを超える、また、面積が200平方メートルを超える大規模なつり天井を有する建物を新築する場合に、適用されることになっております。

また、既存建物については、文部科学省からの通知により、新しい耐震基準に対応する技術指針に基づき安全点検を行うこととなっており、牛久市の公共施設におきましても、つり天井の安全点検や耐震診断等、必要な対策を計画的に実施してまいります。

最後に、ひたち野うしく小学校の体育館につきましては、大規模地震に耐えられるように開発された耐震システム天井を採用しておりました。また、校舎におきましても、各教室の天井に耐震クリップを取りつけたことにより、東日本大震災でも、体育館、校舎ともに天井材の落下被害はありませんでした。

今後におきましても、今回改正された基準等に基づき、公共施設の安全確保に努めてまいりますと考えております。

他の質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 環境経済部次長八島 敏君。

○環境経済部次長（八島 敏君） それでは、諸橋議員のイベント安全対策についての御質問にお答えいたします。

京都府福知山市の花火大会で発生した露店爆発事故では、負傷者のみならず3人ものとうとい命が奪われ、改めて多くの人に参加する行事における安全管理の徹底が問われる結果となりました。

平成13年7月に11人が死亡し、247人が重軽傷を負った兵庫県明石市の花火大会での事故以降、管轄の警察署からは、群衆事故を未然に防ぐため、雑踏の中で群衆が滞留しないような誘導や警備員の配置が強く指導されてきました。

さらに、平成20年6月に東京都秋葉原で発生した無差別殺傷事件以降も、かっぱ祭りなど、道路を通行どめにした会場への開催時間中の車両の進入防止の徹底が指導されてきました。

今回の露店爆発事故以降、消防庁は、集客イベントの主催者や露店業者に対する火気の取り扱いの事前指導の徹底を全国の消防本部へ通知いたしました。

現在、牛久消防署でも、市内のイベントの開催状況の把握を市と共同で進めており、今後は、イベントの開催に際して、ガソリン等の貯蔵・取り扱いへの指導にかかわる留意事項や火気器具を使用する屋台等への指導の留意事項について、事前に関係者に対し火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地へ赴き、露店業者等への指導を徹底していくこととなりました。

さらに、議員が御指摘のように、屋外で開催されるイベントにおきましては、急激な天候の変化に伴う豪雨・突風・雷雨、そして地震等の自然災害で被害が発生した例もあることから、それらが発生した際の被害を最小限にするための事前準備や、発生した際の安全な避難路の確保と、来場者がパニックを起こし二次災害の発生がないよう、速やかな避難誘導・指示の手順を関係者に事前に確認・周知することを徹底し、万全を期していきたいと考えております。

最後に、今後も引き続き、かっぱ祭りやWa iワイまつりなど、催しの大小に限らず、観光資源としても重みも増してきていることから、安全で安心なイベントが開催できるよう、これまで以上に牛久警察署や牛久消防署及び主催者などの関係機関との連携を密にし、防火対策も含めた安全対策の点検と、安全管理体制の強化を図ってまいりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

○議長（山越 守君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長兼教育総務課長（中澤勇仁君） 御質問3番、児童クラブについてお答えいたします。

児童クラブの利用児童数は、9月現在で842名となっており、昨年度の同時期と比較して約100名の増加となっております。

利用日数についての条件につきましては、児童クラブを利用する上での日数の制限は、特に設けておりません。入級資格を満たしていれば、日数に関係なく御利用いただけますが、1日入級や入級条件の緩和につきましては、施設の確保とあわせて引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、児童クラブで提供されているおやつの内容についての現在の状況でございますが、質や量についての見直しを図るため、健康管理課の管理栄養士にこれまで提供していたおやつの内容を分析してもらい、意見を聞いております。

また、保護者の方から、おやつの内容について、カロリーが高い、量が多いなどの御意見、改善の御要望をいただいているところから、8月に児童クラブ利用児童の全保護者を対象におやつに関するアンケート調査を実施させていただきました。その結果、おやつは必要であるという回答が約94%となっておりますが、量が多いとの意見が50%を超えており、内容については、カロリーや添加物などを気にしている保護者の意見も多い結果となっております。

引き続き、アンケート調査の結果や現場にて保護者の生の声を聞き参考としながら、各小学校の栄養士、現場の指導員ともよく協議した上で、おやつを改善してまいります。

次に、定額となっているおやつ代につきましては、結論は出ておりませんが、おやつの質や量、準備する方法につきましても、各児童クラブで行うのではなく、市が一括で発注することなども視野に入れ検討しているところでございます。

○議長（山越 守君） 本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時13分延会